- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(泊3号炉) (443)
- 2. 日 時: 令和5年1月31日 13時30分~15時30分 17時20分~18時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室(一部TV会議システムを利用)
- 4. 出席者: (※ TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、 大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、 長江技術参与

北海道電力株式会社:

原子力事業統括部 部長(審査・運営管理担当)、他10名 原子力事業統括部 担当部長(原子力技術アドバイザー)※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料:

- (1) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第三十一条 技能1.17/第六十条
- (2) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対 象施設等)第31条 監視設備(DB31 r. 6. 0)
- (3) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対 象施設等) 比較表 第31条 監視設備(DB31-9 r. 6. 0)
- (4) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第31条 監視設備)
- (5) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第31条 監視設備
- (6) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関

する手順等 (SAT117 r. 6. 0)

- (7) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等(SAT117-9 r.6.0)
- (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等)
- (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的 能力 1.17 監視測定等に関する手順等
- (10)泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故 等対処設備)2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.6.0)
- (11)泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故 等対処設備)補足説明資料 60条(SA60H r. 6. 0)
- (12)泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故 等対処設備)比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.6.0)
- (13)泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 1.O)
- (14) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第60条 監視測定 設備)
- (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第60条 監視測定設備
- (16) 泊発電所3号炉 防潮堤変更に伴うモニタリングポストへの影響について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更
	許可申請の、
0:00:08	31 条、技術的能力 1.1760 条のヒアリングを始めたいと思います。それ
	ではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:19	はい、北海道電力芝田です。本日31条技能1.1760条について、
0:00:27	修正リストを及び旧A、
0:00:30	ご用意してますまたパワーポイントにもついてもようご用意してますん
	で、
0:00:34	特に膨張底の方についてご説明させていただきたいと思います
0:00:40	条文の適合性について資料についてはまとめ資料の抜粋となってござい
	ますんで特段の説明は不要かと考えてございますが、確認する事項ござ
	いましたらご指摘いただければと思います。
0:00:50	それでは修正リストについては読んでいただければかるように記載した
	つもりですんで、31条の9から効率的に説明させていただきたいと思い
	ます。
0:01:00	それでは葉山さんお願いします。
0:01:04	はい。北海道電力山田です。それでは資料の方、資料5の配本3、泊発
	電所 3 号炉、ヒアリングコメント回答リスト、第 31 条監視設備の方か
	6 、
0:01:17	ご説明させていただきたいと思います。
0:01:20	まず、コメントナンバーの一番2番なんですけども、モニタリングポス
	トの指示の記録について記録場所等ではなく列記する等の記載の適正化
	を、を検討することということで、
0:01:31	こちらの方回答ですけども、ご指摘の通り藤の方の削除は藤のほうの記
	載を削除させていただきまして、中央制御室及び現場という表記で修正
	させていただいております。
0:01:45	続いてナンバー3、引用の使い方について検討し、社内統一を図るこ
	と、必要のないところまで引用する事の要否について、こちらの方です
	ね、31条の共用部分の記載についてコメントをいただいております。
0:01:59	必要な部分の記載をですね、まとめ資料以外のところから記載してしま
	ったため混乱をさせていただいて、混乱することになっておりましたの
	で、該当する引用部分の記載について、削除しております。
0:02:13	続いてコメント内容のナンバー4番、バックアップ時間の差異について
	そういう理由を整理して説明すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	あと非常用電源の仕様の説明を追加することなどをまとめ資料全体を整
	理した上で説明すること。
0:02:29	こちらはですねモニタリングポストの電源の無停電電源装置のバックア
	ップ時間ですね、こちらが女川8時間で止まりが7分になっている。
0:02:42	部分についてのご指摘になっております。こちらの方ですけども、無停
	電電源装置のバックアップ時間について、泊は女川より比較して短い時
	間となっていると。
0:02:53	これは非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約 10 秒後
	で電源供給開始されの間、無停電電源装置を経営してモニタリングポス
	ト等に給電するためバックアップ時間を約7分としていると。
0:03:09	非常用交流電源設備から電源供給負荷時は、モニタリングポスト及びモ
	ニタリングステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給可
	能であると。
0:03:19	この文言を比較表の、そういう理由のほうに記載しております。
0:03:25	また、
0:03:28	モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装
	置と非常用発電機の液晶の方、こちらを追加したのと、
0:03:37	モニタリングポストモニタリングステーションの電源概略図の追加をあ
	わせて行っております。
0:03:44	はい。続いて3分の2ページの方に移りましてコメント内容のナンバー
	5。
0:03:51	考えたモニタリングポストの台数に関わる、そういう理由について適正
	な内容に修正することということで、こちらの方は語義のため、記載の
	通り、修正を行っております。
0:04:02	続いてナンバー6、ヨードサンプラ。
0:04:06	括弧店は削除することでこちらの方もですね記載内容に不備、不足があ
	りましたので、記載の通り、修正を行っております。
0:04:16	続いてナンバー7、少なくともの記載理由を確認するとともに必要であ
	れば適正化することということで、
0:04:25	こちらもですね該当部分の記載が 8-3-1-2 の設計方針の(2)、放射
	線監視を受けて、8-3-1-5、評価、
0:04:36	(2)、放射線監視で記載した部分となってます。
0:04:41	該当部分は設計方針にも記載している内容なんですが、評価の記載には
	不適切なので適正化し、記載のほうを削除しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	続いてナンバー8、及び店の使い分けを統一することということで例と
	してもリングポスト及びモニタリングステーションという記載があった
	り、
0:05:01	モニタリングポストポツ、モニタリングステーション、
0:05:05	ということで、こちらの方コメントの及び点の使い分けについてまとめ
	資料で全体で統一を図って修正を行っております。
0:05:15	続いてナンバー9、デンソウ概略図において泊の情報が少ないため充実
	化を図ることということで、女川大飯に比較して、測定表示記録警報の
	記載がない。
0:05:28	あとは各建屋でのアンテナが記載がないというご指摘をいただいており
	ます。
0:05:34	こちらの方につきましては、モニタリングポストモニターステーション
	の伝送概略図について、先行電力を参考に情報の追加修正を行っており
	ます。
0:05:43	また同様の資料で気象観測設備の伝送概略図も添付してございますので
	こちらにも同様の情報の追加を行っております。
0:05:54	はい、続いて3分の3ページの方に移りまして、No.10、
0:05:59	考えた気象観測設備を押下気象観測設備の代替のほかに、緊急時対策所
	のプルーム通過方向把握用にも設置する運用について、
0:06:09	回答した審査会合の開示を提示することという形になってましてこちら
	の方は記載の通り、
0:06:17	審査会合第 35 回、平成 25 年 10 月 22 日のモニタリング設備にて実施と
	いうふうに記載しております。
0:06:25	続いてNo.11、モニタリングポストモニタリングステーション専用非常用
	発電機と非常発電機等様が整理されたものにより、混乱が生じた現状に
	見られるように、資料館での用語の統一に留意することということで、
0:06:39	こちらの方は用語が不統一になってたということで、関連する条文につ
	いて修正を行っております。
0:06:49	最後ですけどナンバー12番、島根のモニタリングステーション専用発電
	機の位置付けを確認の上、泊の非常用発電機の基準適合上の位置付けを
	整理して説明することと。
0:07:02	こちらの方まず島根の方の状況を確認しまして、島野の方でですねモニ
	タリングポスト電源の基準適合上の整理としては、非常用所内電源に接
	続することで担保しており、さらに電源切替時の短時間の停電に電源を
	供給できるように、専用の日、無停電電源装置及び

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	専用の非常用発電機を敷設して、平均してます。
0:07:27	泊も島根と同様に、基準適用上の整理としては、モニタリングポスト電
	源は、非常用所内電源、括弧非常用交流電源設備に接続することで、
0:07:37	規制力を満足していると考えております。
0:07:40	従って電源切替時の短時間の停電及び全交流電源喪失後、常用代替交流
	電源設備から給電されるまでの期間については、
0:07:51	自主対策設備である専用の無停電電源装置と、非常用発電機で担保する
	ため、Tを方針2分で電源装置と、非常用発電機を併記することで、
0:08:02	記載内容を見直しております。
0:08:06	はい。以上が、第31条監視設備の
0:08:11	コメント回答リストのご説明になります。北海道電力柴田です。最後の
	12番について少し補足させていただきます。60条の比較表。
0:08:21	60-補足 182 人。
0:08:27	ちょっとモニタリング。
0:08:30	ポストの資料DBとSAと添付資料
0:08:34	を混在してるような状況ですんで、
0:08:38	衛藤。
0:08:39	そちらの方につけさせていただい
0:08:44	た比較表で、60の補足の 182 でございます。
0:08:55	甲府島根さんに確認して、我々としてレジについても、
0:09:03	31 条適合設備というふうに整理していたんですけれども、することとし
	ましたんですけども島根さんは加えて、
0:09:09	これらバッテリーレジについて 33 条の保安電源としているというふう
	なことが確認されたんですけれども、我々としては、
0:09:21	重要安全施設に当たらないことから、保安電源には当たらないというふ
	うな補足説明料。
0:09:27	説明資料を追加させていただいてます。
0:09:29	左の方に大井の資料を参考としてつけさせていただいたんですけども、
	これは、緊待所電源について同じように保安電源ではないというふうな
	論旨構成で作られたもの。
0:09:41	それで同じような論旨というふうなことで参照させていただいたという
	ものです。
0:10:32	説明以上でございます。
0:10:36	規制庁大塚です。それでは
0:10:40	コメント、
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:42	回答リストから、確認させていただきます。
0:10:45	まず、1 ページのナンバー1 のところで、
0:10:50	中央制御室及び現場というふうに今回直してもらったところで、
0:10:55	右から2番目の資料反映箇所について、資料5-1で、
0:11:00	4ヶ所今書いてあるんですけど、もう1ヶ所、多分直されてるところが
	あって、18 ページも直されてると思いますので、
0:11:08	修正をお願いします。
0:11:22	18 ページのなおということでこちらのコメント回答リストの方に反映さ
	せていただきたいと思います。
0:11:30	規制庁大塚です。続きまして、3 ページの、
0:11:35	先ほどのですね、
0:11:37	無停電電源装置と、
0:11:41	非常用発電機の件なんですけども、
0:11:45	ちょっとよくわからなかったのが、都会回答概要の欄に、
0:11:50	島根は、
0:11:51	自主対策設備として併記しているって記載があるんですけど、
0:11:59	島根では自主対策設備という、
0:12:03	位置付け、
0:12:05	ということを確認したということでよろしかったですか。
0:12:10	電力、山田です。
0:12:13	その通りで、は、福島では自主対策設備として併記されてました。
0:13:37	あ、
0:13:38	ちょっと待ってます。今ちょっと内部で打ち合わせしてますので少々お
	待ちください。
0:21:42	規制庁大塚です。
0:21:44	泊3号機の無停電電源。
0:21:48	装置と、あと非常用発電機の位置付けを確認したいんですけども、泊3
	号機では、
0:21:54	これらの設備は、適合性の説明に必要な設備なんでしょうか。
0:21:59	北海道電力芝田で進む停電電源装置と非常用発電機、いずれもオン適合
	に必要な設備と考えてございます。
0:22:09	規制庁大塚です。承知しました。それではコメントリストの回答概要の
	ところですね、それが明確にわかるように修正をお願いします。
0:22:19	北海道柴田です。了解いたしました。
0:22:35	規制庁大塚です。続きまして 31 条の比較表の方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:39	ご確認に入りたいと思います。
0:22:45	まず、取りまとめた資料の2ページなんですけども、
0:22:51	モニタリングポスト指示値の記録ということで、上から3番目の、
0:22:55	項目なんですけど、
0:22:57	ちょっと前回も確認したかもしれないんですけど、今回の中央制御室及
	び現場ということで明確に、
0:23:04	泊では記載していただいたんですけど、女川の現場等の等っていうのが
	何を指すのか。
0:23:10	教えてください。
0:23:35	北海道電力山田です。女川の方の中央
0:23:42	地域の記録のところの現場等の等ですね、申し訳ございませんちょっと
	こちらの方では、
0:23:50	と。
0:23:51	調べてないのでちょっとお答えすることはできません。申し訳ございま
	せん。
0:23:59	今回どちらで確認させていただいて後日回答させていただきます。規制
	庁大塚です。前回も聞いたんですけど、ちょっと、
0:24:07	確認していただいて、そういう理由のところにわかるように記載してい
	ただいてよろしいでしょうか。
0:24:21	これ東電の木山と少々お待ちください。
0:24:30	北海道電力の鍋田でございます。衛藤さん 11 条の比較表 31 ページをご
	覧いただきたいと思います。
0:24:42	江藤 31 条の 31 ページの方でモニタリングポストの伝送について説明し
	た資料ございまして、女川2号炉真ん中のところを見ますと、
0:24:53	えーとですね1下の方に1号炉制御建屋と書いてる、四角がございまし
	てその中に、
0:24:58	表示装置括弧記録とございますのでこちらで記録しているものと考えて
	ございます。以上です。
0:25:07	規制庁大塚です。承知しました。ではそういう理由のほうに追記お願い
	します。
0:25:14	しました。北海道電力鍋田で承知いたしました。
0:25:18	はい。続きまして、比較表の 31-9 ページをお願いします。
0:25:27	真ん中、
0:25:30	(2) の放射線監視設備の、
0:25:34	中の真ん中辺の記載。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	使用済み燃料ピット、可搬型エリアモニターについてはっていう、
0:25:42	文章から始まるところの上から4行目なんですけど、
0:25:46	常設代替交流電源設備、
0:25:50	ていうところが多いだと、空冷式非常用発電装置、
0:25:56	に該当すると思うんですけどここちょっと色が抜けてますので、
0:26:01	設備の違いについては漏れなく色の方、お願いします。
0:26:07	水道電力山田です。修正させていただきたいと思います。
0:26:15	はい。規制庁大塚です。続きまして 31-11 ページをお願いします。
0:26:22	(2) の一番上の(2) の、
0:26:25	文章の3行目d泊の方周辺監視区域境界付近っていう記載なんですけ
	ど、
0:26:32	女川発電所敷地内外っていう記載があるんですけど、
0:26:38	これは表現が違うだけで意味は一緒なんでしょうか。
0:26:46	北海道電力山田です。表現の違いによるものというふうに認識しており
	ます。
0:26:55	場所は一緒っていうことですよね。
0:26:59	考え方としては同じだと考えております。
0:27:04	そうしましたらそういう理由の方に、
0:27:07	考え方が同じということを追記お願いします。
0:27:13	電力山田です。将来理由のほうに追記させていただきます。
0:27:19	規制庁大塚です。続きまして 31-12 ページをお願いします。
0:27:27	泊の記載の、
0:27:31	上から二つ目の固まりのまた以降の記載のところの3行目なんですけ
	ど、
0:27:37	原子炉施設という記載になってますので、発電用の追加をお願いしま
	す。
0:27:53	北海道電力山田です。ご指摘の部分修正させていただきたいと思いま
	す。
0:28:04	はい。規制庁大塚です。続きまして 31-16 ページをお願いします。
0:28:16	泊の、この黄色ハッチングの部分で、
0:28:21	放射性物質の放出経路という記載があるんですけど、ここの記載、大井
	の記載を参考にされてると思うんですけど、
0:28:30	大井の方はですねその下に括弧ABCで、
0:28:34	具体的に書いてあるんですけど、
0:28:36	泊は書いてなくてこれだと、放射性物質の放出経路が何を指すのかが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	l l
0:28:41	わかりませんので、わかるように、
0:28:44	修正していただけないでしょうか。
0:28:49	北海道電力山田です。ご指摘の部分わかるように、記載の内容の方を修
	正させていただきたいと思います。
0:29:00	はい。規制庁大塚です。続きまして 31-18 ページをお願いします。
0:29:11	泊の記載の(1)番の放射線受業務従事者等の放射線管理の項目で、
0:29:19	事業名にですね物品の搬出乳っていう、
0:29:24	説明があって、黄色ハッチングで、
0:29:28	また物品の搬出に対してもってあるんですけど、こういう意味としては
	多分同じようなことを説明されててちょっと重複してるかなと思うんで
	すけど。
0:29:37	この記載についていかがでしょうか。
0:29:46	北海道電力山田です。確かに(1)のところ、黄色マッチングで追加し
	た部分が重複している形になっておりますので、この部分記載のほうを
	見直したいと思います。
0:30:01	規制庁大塚です。お願いします。
0:30:05	続きまして同じページの(2)番の放射線監視のところで、
0:30:10	2 パラ目のまた以降なんですけど、少なくともっていう記載があって、
0:30:14	コメント回答によって少なくとも削除することにしたと思いますので、
0:30:19	ここは削除していただいてもよろしいでしょうか。
0:30:25	北海道電力山田です。最初のご指摘を受けた部分が、
0:30:31	評価の部分の記載になってまして、
0:30:36	ページで言うと、
0:30:40	31-22ですね。
0:30:43	こちらの部分に、少なくともという記載があったので、評価の部分で少
	なくともっていう記載するのはちょっと不適切だということで削除させ
	ていただいたんですけども、
0:30:54	一応設計方針の方は
0:31:00	ここで少なくともっていう部分があるのは問題ないかと思いまして記載
	を残した形になっております。
0:31:58	北海道電力山田です。一応ここは
0:32:03	少なくとも、原子炉格納容器雰囲気燃料取扱場所非発電用原子炉施設の
	周辺監視器及び補助物質の放出経路を適切にモニタリングできるという
	ことで、
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	最低でもここの部分は監視できるようにしなさいというふうになって
	て、ただ、
0:32:23	評価の部分では、少なくともっていう表記にすると確かに、
0:32:29	評価なのに、少なくともっていう記載するのがちょっと不適切かなと。
0:32:35	いうコメントだと補を考えましたので評価の部分から削除して、実際に
	もティングできる箇所を記載していると。
0:32:46	いう考えで修正をかけております。規制庁有賀ですそれは私たちもある
	程度今認識はしたんですけど。いや要は、
0:32:56	これ残さないと、何か問題があるのかないのかだけ教えてもらえればそ
	れでいいかなと思うんだけど。
0:33:05	北海道電力松田でございます。今
0:33:09	記載の方は方向性として今山田が申し上げた通りなんですけどもこの少
	なくともという言葉を取ってもですねやってる、監視するというところ
	に対してはあとモニタリングもそうですけれども、意味としては変わり
	ませんので、我々としては少なくともというのは削除させていただく方
	向で、
0:33:26	ちょっと検討させていただきたいと思います。
0:33:29	関田常務。
0:33:32	うん。そうかなと思ったら別にこれあってもなくても意味あんまり変わ
	んないんじゃないかなと思ってたので何かこだわりがあってここどうし
	ようっていうなら、その理由を言っていただければそれでいいかなと思
	うんです今の話だとあんまり、
0:33:45	そういう感じではなかったので、意味が別に特に大きな意味がなけれ
	ば、合わしといた方が要は初めて最後で書き方がちょっと違うと、さっ
	き言われたように、
0:33:57	評価では各考え方っていうのは、いや、外しましたって、だけど、
0:34:02	要は比較してみると、何となくこっち残ってることが違和感を感じたり
	するので、合わせるなら合わせたほうがいいでしょう。そういうことで
	す。北海道電力の松田です。承知いたしました。
0:34:15	規制庁大塚です。続きまして、31-25ページなんですけど、
0:34:20	これちょっとページのところだけで 25 ページが二つ。
0:34:23	2ページあるので、ちょっと修正をお願いします。
0:34:32	はい。北海道電力山田です。こちら報告気になってますので修正させて
	いただきたいと思います。
0:34:39	規制庁大塚です続きまして 31-27 ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	下のところの、そういう理由の黄色ハッチングなんですけど、泊のバッ
	クアップ時間が短い理由を、そういう理由に書いてあるんですけど。
0:35:01	短い理由については、何か、
0:35:05	そういう理由じゃなくて、
0:35:08	中の表の備考あたりに書いといた方がわかりやすいのかなと思いました
	ので、
0:35:14	備考に書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:35:18	泊発電所の山田です。今いただいたコメントについて備考欄に、今ここ
	の、そういう理由に記載している内容を記載する方向で修正をかけたい
	と思います。
0:35:34	はい。規制庁大塚です。はい。お願いします。続きまして次のページで
	すね。
0:35:38	31-28 ページをお願いします。
0:35:42	図の方が載ってまして、
0:35:45	SAの部分が緑の点線、
0:35:50	凡例がついてるんですけど実際図の中にですね、
0:35:53	枠がないので、
0:35:55	追加お願いします。
0:35:58	回動電力山田です。こちらの方、
0:36:02	SAの緑点線が抜けてますので修正させていただきたいと思います。
0:36:10	はい。規制庁大塚です。
0:36:12	あと 31-30 ページも同じです。
0:36:18	とりあえず比較表については私からは以上ですが、
0:36:21	他何か確認する事項ありますでしょうか。
0:36:25	宮尾です。もしちょっと、
0:36:29	先に話が出てたら、水や言っていただければと申し訳ないんですけど、
0:36:33	はい。
0:36:34	えーとですね。
0:36:36	ほとんどは、特に、
0:36:41	31-13ページこれ布施側の話になるんだろうで多分瀬川でちょっと説明
	してもらえばいいかなと思うんだけど、この赤字のところの部分につい
	て、
0:36:54	これは泊を、がスペシャルでこれ位やるんですかね。
0:37:02	北海道電力の鍋田です。はい。こちらの赤字の8型気象観測設備を緊対
	所付近に設置するという運用は泊独自の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:11	運用となってございますけれども、前回ですねヒアリングの時に同じよ
0.3/.11	連用となってこさいまりけれとも、前回ですねことりブラグの時に向しようなご質問いただきまして、回答させていただいたのは、
0:37:19	こちらはですね過去、泊発電所の審査会合で衛藤緊対所付近にも、可搬
0.37.19	こちらはですね過去、沿光电別の番宜云台で開藤系列別刊近にも、明版 型気象観測設備を置いてはいかがですかというような、
0:27:20	
0:37:29	ご趣旨の指摘を受けましてそれを受けて反映したものとでございます。
0:37:35	宮本です多分前回その話をさしてて、ちょっと私もいろいろ調べる時間
0:27:46	なくてあれなんですけど、初めに、2 ページでね、一応
0:37:46	書いていただいてはいるんですけど、
0:37:50	こっち聞いた。
0:37:52	下階ていただいてはいるんですけど、
0:37:56	それ今の話だと、
0:37:58	何かこう、泊の特徴を踏まえて、
0:38:02	置くことにしたっていうふうに聞こえたんだけど、その特徴って何なん
	ですかっていうのがちょっとよくわからなかったんで教えてもらえま
2 22 47	す。
0:38:17	北海道電力の北野といいます。
0:38:19	過去の介護の中でですね
0:38:24	既設の
0:38:25	気象観測設備等、緊急時対策所までの距離がですね、
0:38:31	泊リーダと、かなり距離があるということで、方向を確認するために緊
	対所付近に設置し、
0:38:40	するべきではないかと。
0:38:42	いうところで
0:38:45	話が出たと認識しております。
0:39:03	私要はですね、理由のところにその辺の話を書いといていただきたい
	と。
0:39:09	要は、なぜこの赤字が増えたのかって今説明されてたと思うんだけど、
	例えば過去の申請会合でそういうふうな整理を踏まえて、方向性を過去
	提示しているっていうんであれば、その
0:39:20	理由をしっかり書いていただけるとちょっと我々もわかりやすいのでそ
	こはちょっと記載追加してもらえますかね。
0:39:26	北海道電力の北野です。了解しました。
0:39:30	はい。
0:39:37	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:40	刀禰さん 11 ページの 18 これ、加古柿木局か一この緑文字で聞くかの記
	載になって、
0:39:47	要素は持ってきてるのかなと。
0:39:49	思っていて、この
0:39:51	差 8.3. 1.2 っていうのが、
0:39:55	この合理的に達成できる限り低くするっていうのと選考にかかると実用
	可能な限りっていうのと、
0:40:02	多分同じ意味で使われてるんだけど、ここは、
0:40:05	あれですかね既許可のときに、こういう表現をしたということですか
	ね。
0:40:14	北海道電力松田でございます。今宮本さんおっしゃられた通りで3号機
	の設置許可、許可の記載ベースになってございますけれどもラダーとい
	う考え方がございますので、その文言を使っているというところにな
	る。
0:40:29	はい、わかりました。あとそれと、(2)の放射線管理の一番最後のと
	ころさっきの話は、いいんですけど、
0:40:35	刀禰。
0:40:36	関心または適当な場所に表示できる設定っていうのが、
0:40:41	どっちかいうと、適切っていう先行の例えば女川とかの表現とか、比較
	的座りがいいような気がするんですけど、ここちょっとこだわりであり
	ます。
0:41:00	北海道電力松田でございますこれも既許可ベースの文言の使い方で、適
	当という形になってございますけれども、
0:41:10	多分その目的から考えると、きちんとした場所という考え方になって、
	それは適切でしょうという考え方にも繋がると思いますので、その辺ち
	ょっと確認させていただいて、修正できるところはちょっと修正する方
	向で検討させていただき、いただきたいと思います。
0:41:27	はい。お願いします。
0:41:36	刀禰 27 ページの、これ題名だけの問題なんだけど、2.1. 27、モニタリ
	ングポスト及び守屋ステーションの電源って書いてあってカッコ1で、
0:41:45	電源の多様化って書いてあるんですけど、
0:41:48	これ多様化ですかっていうだけなんですけどね。
0:41:54	これ、多様化っていう言葉が何となく引っかかるんですけど、
0:41:59	多様化というのは添付かもしれないですけど、これ先行でも、これを多
	様化とは多分読んでないような気がするんですけどこれわざと多様化っ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていう言ってるのは、あれですかね先駆既許可もこういう表現にしてる
	ってことなんですか。
0:42:25	北海道電力山田です。こちらの方で多様化と使ってるのはですね、泊の
	場合無停電電源装置等非常用発電機、二つ。
0:42:35	設置してますということでちょっと多様化というタイトルをつけさせて
	いただいてますが、
0:42:42	先行では多分こういう表現は使ってないと思われますのでちょっと記載
	の方を検討して修正したいと。
0:42:53	はいよろしくお願いします。要はね私ちょっと別にこれ使ってもいいか
	なと思うんですけど本文中に多様化ということが1一言もないんです
	よ。
0:43:00	いや今言われてるように、ちょっと無停電と非常用発電機で多様化を図
	るとかっていう意味で書いてるんだったら本部長にそれが書かれてれば
	別なんだけど、そうではないし、そもそもその無停電の起動は、
0:43:14	起動のことも期待してるし、そのあと追いかけてくる非常電源発電機の
	電気も期待してるわけだから多分多様化じゃないかなと思っていて、
0:43:25	その辺は変に多様化とか言葉を足しちゃうと、実際ここまでのDB上の
	要求でないはずなので、
0:43:33	要は非常に言わない場合の電源を確保するっていうよく条項なんでそう
	すると、余計なことを出してしまうと違う意味なってしまうので、そこ
	へ確認してください。いいですかね。
0:43:49	北海道電力山田です承知いたしました。
0:43:53	はい。とりあえず、基本方針とか、私は以上です。
0:44:01	規制庁植田です。私から1点だけ確認したいんですけど、
0:44:06	31-21 ページで、
0:44:10	もうBポツのところ女川の監視資料測定設備っていうのが、ダストモニ
	ターを設けるって書いてあって、
0:44:19	取りまとめた資料で層位の2番ということで、
0:44:24	どう見ると、
0:44:25	泊はダストモニターで囚人したものを、別途測定装置でかけるから、コ
	テイセイつ日がないってことなんですけどこれっていうのを、大飯も同
	じことをやってるんでしょうか。
0:44:50	北海道電力の喜多でございます。
0:44:53	大井に関してはダストモニターは、設置していたはずでございます。
0:44:58	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:59	規制庁江田ですそうすると。
0:45:02	このダストモニターで測ったものと、
0:45:05	ダストサンプラで取ってから測定したものっていうのを同じことをやっ
	てるってことになるんでしょうか。
0:45:18	北海道電力の北野でございます。
0:45:20	放射線周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度の測定という意味合いで
	は、
0:45:30	その場で測定しているか、サンプリングをして、持ち帰って測定をして
	いるかという違いですので放射性物質の測定という意味に関しては、測
	定できていると。
0:45:42	思います。
0:45:44	市長植田ですわかりました。ありがとうございます。以上です。
0:45:55	31 条について規制庁側から、ほかに確認ありますでしょうか。
0:46:01	よろしければ、続きましてSEの方の説明をお願いします。
0:46:05	伊勢。
0:46:17	はい。北海道電力の鍋田です。平成60条の方につきましても同じ流れ
	でご説明の方させていただきたいと考えております。資料の7-3。
0:46:28	の方で旧の方、まとめてございますのでそちらを順次にご説明して参り
	ます。
0:46:35	資料 7-3 をご覧ください。
0:46:38	はい。衛藤生からご説明させていただきます。ナンバーワンですけれど
	もモニタリングポストのバックグラウンド低減対策によって、女川草刈
	矢川カバーの効果に対して泊除染とするのであればその対策と同等。
0:46:53	及び妥当性を説明することということで、
0:46:56	こちらはですね
0:46:59	こちらについてはちょっとまとめ資料比較表の方ご覧いただきながらご
	説明したいと思います。
0:47:06	比較表の 122 ページの方、
0:47:11	補足の 122 ページをご覧ください。
0:47:17	こちらにつきましてはですねご指摘を受けまして当社考え方をちょっと
	改めまして、
0:47:24	
	しています通り、女川との差異はないという状態にしてございます。
0:47:34	
0:47:37	旧の方に戻ります。ナンバーツーの方に参ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:42	海側に設置する可搬型モニタリングポストについて周辺監視区域境界に
	設置する必要性、
0:47:48	原災法十条との関係及び新規制基準における監視測定の要求事項を踏ま
	えた設置の考え方。
0:47:55	津波発生時の設置場所の判断を、調停の測定結果への影響を総合的に勘
	案の上設置場所を防潮等の外側に設置することの妥当性を説明するこ
	と。
0:48:06	また、設置場所について原災法との関係を示すためを、周辺監視区域を
	可搬型モニタリングポストの配置図に掲載することも検討することとい
	うご指摘でして、
0:48:16	こちら回答ですけれども、右側に設置する可搬型モニタリングポストに
	ついては、設置許可60条に基づいて設置するもので、現在、原災法十
	条 15 条の通報に必須な設備ではないんですけれども、
0:48:30	設置した以降にですね当該設備において通報の条件を満たす線量を観測
	した場合には通報を行うことから、
0:48:37	原災法十条 15 条で想定している発電所敷地境界付近に設置することを
	原則としております。
0:48:44	私の場合の誤調定の計測への影響として感度の低下を考慮しても測定が
	できるということを、こちらまとめ資料のほうで記載してございます。
0:48:53	ただ、津波影響等により当該箇所への移動ルートが通行できない場合、
0:48:57	及び発電所前面海域に津波注意報が発生している場合はアクセスルート
	上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更します。
0:49:06	また、まとめ資料の方に周辺監視区域を示してございます。
0:49:10	こちらもですね資料でご説明したいんですけれども、後程ですね傍聴て
	のパワポの方で同じ資料でご説明する機会がございますので、ちょっと
	そちらの方でご説明したいと思います。
0:49:21	つきましてナンバー3 でございます。
0:49:24	可搬型モニタリングポストを防潮底の海側に置くかどうかの判断基準に
	関して手順に反映することということで、こちらについてはですね同じ
	質問の方がですね、技術的能力の方でございましたのでそちらで回答す
	ることとしてございます。
0:49:38	ページめくりまして、ナンバーフォーですナンバー4です。
0:49:42	せ、
0:49:43	屋外アクセスルートに関する記載について基準適合を示すための図面等
	に反映することを検討することということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	回答ですが、設置許可申請書の添付資料8に記載する積みにアクセスル
	ート上に設置する場合の設置表を記載いたしました。
0:49:58	また同様の修正を、補足資料のほうの配置図にも反映してございます。
0:50:03	続いてナンバー5 番です。
0:50:05	先行審査における膨張ての外、津波浸水域に可搬型モニタリングポスト
	を設置する事例の有無について示すこと。
0:50:14	いうことでこちら回答ですけれども先行審査においては、大飯 34 号炉
	の一部の可搬型モニタリングポストの設置場所が津波浸水範囲に限定、
	設定されていることを確認いたしております。
0:50:25	ただ、地震等でアクセスできない場合は、設置場所を変更するという方
	針を示しておりますこちらは泊も同じ同様の方針でございます。
0:50:35	こちらについてもまとめ資料の方、
0:50:38	見ていきたいと思うんですけども比較表のですね 60-20 ページをご覧
	ください。
0:50:59	衛藤 60-20 ページの方でモニタリングポストの設置位置ちょっとすい
	ません、小さくなっておりますけれども示した比較表になっておりまし
	て、
0:51:11	大飯発電所のですね
0:51:15	すいません、ちょっと印でもつければよかったのかもしれないんですけ
	どちょっと比較表で再再度部分ではないということでちょっと示しづら
	くつけておりませんけれども、
0:51:23	この
0:51:26	左側にですね、可搬型モニタリングポスト、
0:51:33	に面した部分の部分と、右上のですね、考えたモニタリングポストとい
	うのもこちらも設置位置が、その津波の浸水域ということで 2 ヶ所ほど
	浸水域、
0:51:45	なっている場所が大井さんもございます。
0:51:49	友利の方でもございますけれども、先ほど差異理由のほうでご説明した
	通り、そういうものを設置するのが難しい場合にはアクセスへ設置する
	場所を変えますよという、
0:51:59	ことを、右側の差異理由の方に追加させていただきました。
0:52:05	衛藤。
0:52:06	また旧の方に戻らせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:11	続きましてナンバー6番です。女川と差異がある蓄電池等について等の
	内訳を具体的に差異理由に記載することということで、こちらは等の内
	訳を、再利用の方に記載してございます。
0:52:24	続いてナンバー7番、記載を適正化することということで、緊急時対策
	建屋を緊急時対策所に修正してございます。
0:52:33	続いてナンバー8番、差異理由、そういう理由にはそういうのを事実だ
	けでなくその理由がわかるように記載すること。
0:52:40	ということでこちらはそういう理由がわかるように以下の通り、記載を
	追記しましたということで、
0:52:46	記載のほうを充実させていただきました。
0:52:49	続いてナンバー9、泊にはデータ移送機能の確認について記載している
	が同様の内容を、伊藤泊は60-14ページに記載している旨をそ、そう
	いう理由に示すこと。
0:53:01	ということでこちらそういう欄に、大飯も同様の内容を、60 の 14 ペー
	ジに記載している旨を記載してございます。
0:53:08	続きましてナンバー10 です。図に、電源部を示すこと。その他、図も、
	その他の図も女川と同等の情報量なってるか確認のうえてきてさ、適正
	化すること。
0:53:18	こちらですけれども可搬型モニタリングポストについて、電源部を示す
	とともに、可搬型ダストヨウ素サンプラ及び川畑気象観測設備、こちら
	についても情報のほうを追記させていただきました。
0:53:30	続いてナンバー11 番です。小型船舶にモーターがついているのであれば
	先行実績と同様に図に反映することということでこちらも反映の方をさ
	せていただきました。
0:53:41	ナンバー12番、放射性物質の濃度算出に係る記載を追加すること。
0:53:45	こちらも当該の記載を追記いたしました。
0:53:49	通じてナンバー13 番です。
0:53:52	小数点の考え方と記載について先行審査実績を踏まえては、検討するこ
	とということで、こちら先行実績を踏まえまして表示可能な桁数を考慮
	した数値を記載することといたしました。
0:54:06	なおですね自主修正リストのほうには記載してございますけれども、こ
	ちらに合わせましてちょっと誤記の方がございましたのでそちらも併せ
	て修正させていただいていただいております申し訳ございません。
0:54:18	続いてナンバー14 番です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:21	ニタリングポスト 7-1 について、防潮庭と道路の関係がわかりづらい
	ので記載を適正化すること、写真等を用いる工夫をするということで、
0:54:30	こちら防潮てモニタリングポスト及び道路の位置関係がわかるように写
	真の方を追加してございます。
0:54:36	こちらも写真ですのでちょっと見ていただきたいと思います。比較表の
	補足 157 ページお願いいたします。
0:54:56	こちらですね黄色枠で囲った部分についてもともとはですね地図だけだ
	ったんですけれども、その隣に、
0:55:05	まず右上に示したのは、道路とモニタリングポストの位置関係がわかる
	ような図です。そして、次ですねちょっと角度が悪いんですけれども、
	下の方にはですね、傍聴へ希求傍聴へ来、
0:55:17	とモニタリングポストの位置関係がわかる図面を、写真を添付させてい
	ただきました。
0:55:23	こちら下の図面に関しましてはちょっと膨張ての、上部分ですね移せな
	いものが写ってございますのでちょっとマスキングの方にさせていただ
	いてございます。
0:55:36	はい。至急リストのほうに戻ります。
0:55:41	続いてナンバー15番です、モニタリングポスト及びモニタリングステー
	ションが検層した場合の記載について、
0:55:48	及びで良いのかまたはがいいか確認し統一することというコメントでご
	ざいます。
0:55:53	それにつきましては、当社といたしましては以下の考え方で記載を行っ
	てございます。考えたモニタリングポストの個数、個数について言及す
	るような文書の場合は、個数が十分であることを示す文書では、
0:56:05	いずれも機すべてがですね、機能喪失した場合のことを表現しています
	ので及びとさせていただくんですけれども、
0:56:12	一方ですね大体造成可搬型モニタリングポストを使いますよということ
	のみを示す文書、個数に言及しない文章では、いずれかの設備が機能喪
	失した場合っていうことを表現するために、または、
0:56:23	ということを用いさせていただいております。
0:56:27	これに伴っての修正はなかったものと認識してございます。
0:56:32	続いてナンバー16番です。須藤ヨウ素サンプラ及びテスト用測定装置の
	記載について、及び病院の鎌田がいいのか確認し、統一することという
	ことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:42	それにつきましては補足 90 ページに記載しているまたはというのが適
	切な表現でしたので、比較表3ページ及び取りまとめ、まとめたし、ま
	とめ資料の2ページの記載を修正してございます。
0:56:55	ナンバー17番、
0:56:57	図番が、文章中の清記載と整合していないので適正化することというこ
	とで、こちらはですね、1.1.1項の図表を示す目的でしたので、図
	1.1.1表、第1.1.1表、及び
0:57:11	第1.1.1図というのが正しかったので誤っていた箇所を修正いたしま
	した。
0:57:18	最後ナンバー18番です原子、泊原子力発電所の記載について適正化する
	ことということで記載のほうを適正化してございます。
0:57:27	60条のQAリストの回答は以上となります。
0:57:35	はい。規制庁大塚ですそれでは規制庁側からの確認に移りたいと思いま
	す。
0:57:47	規制庁秋本です。私からは2点ほどなんですけど、比較表のところでち
	ょっと確認ですけど、60-15 ページーていただいて、
0:58:00	何か女川でき女川で黄色のところあるじゃないですか。
0:58:05	これって何、何で女川で清野と古閑は出てくるのか、ちょっと気聞いて
	おきたかったんですけど何かコピペミスだったってことなんですか。
0:58:14	はい。北海道電力の阿部です。こちらはですね女川さんの記載自体は変
	わってないんですけれども、色を変えたための黄色に、
0:58:21	なってございます着色の変更でございます。
0:58:24	規制庁アキモトですわかりました。
0:58:27	それで、あとは、本、
0:58:31	まとめ資料側の、
0:58:34	比較でもよかったんですけどちょっとページが、まとめ資料ってお持ち
	ですか。はい。60-7-3で一番最後の、
0:58:46	谷津。
0:58:47	図なんですけど、
0:58:49	これって可搬型気象観測設備、
0:58:53	の図なんですけど、
0:58:56	これは、
0:58:58	も2本みたいに、
0:59:02	置けなかったらっていうのって考えないんですか。
0:59:07	それは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	少々お待ちください。
0:59:23	北海道電力の鍋田です。衛藤芳賀滝庄野設置場所についてモニタリング
	ポストのように、アクセスできない場合の場所を示さないのかというご
	指摘かと思いますけれども、
0:59:34	こちらはですね可搬型気象のうち先ほどご説明した緊対所付近に設置す
	るものというものは間違いなくアクセスできるだろうというふうに考え
	てございまして、
0:59:45	そういった意味で、一つは、
0:59:48	測定できる場所があるという認識でございます。
0:59:53	規制庁アキモトです。今緊対所に置いてるやつ、ガーダ位。
0:59:59	あれ。
1:00:01	これってあれですかて、手順って手順の話になっちゃうんすけど、両方
	一緒に設置しにいく感じなんですか。
1:00:08	同時っていうか、
1:00:10	北海道電力の鍋田です。衛藤。
1:00:13	緊対所付近に設置するものはSEになりましたら間違いなく設置するも
	のでして、代替の気象というのは通常の気象が、
1:00:22	機能喪失したタイミングで置くことになってございます。
1:00:29	規制庁アキモトでそうすると一じゃああれですかやっぱり、
1:00:34	やっぱりっていうか、
1:00:36	も2歩と同じような位置付けに、
1:00:41	考え方を整理した方が、
1:00:45	適切っていう理解いいんですかね手順の話になるかと思うんですけど。
1:00:53	手順のその右上の方の設置、
1:00:59	等、
1:01:00	左下、緊対場の付近の設置っていうのが、
1:01:06	何ていうんでしょう、代替の関係に、
1:01:10	あってもいいっていうことなんですよね。
1:01:14	ないといけないっていうか、嘘。
1:01:18	そういうことになるんじゃないですか。
1:01:21	はい。北海道、
1:01:22	少しお待ちください。
1:01:29	(エ)
1:01:34	以上。
1:01:42	東京。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:43	北海道電力の鍋田ですちょっと認識の共有をさせていただきたいんです
	けれども、江藤先ほどの図の中でですね、黒三角がございまして、こち
	らは通常測っている測定箇所、
1:01:55	恒設の設備がある場所になっていてそれを赤い点線の三角でも囲ってま
	して、
1:02:01	代替の時にはそこにも置きに行くという認識は大丈夫でしょうか。
1:02:08	を自主につい
1:02:10	自主ルートがつぶれちゃった。
1:02:16	補完するために、
1:02:18	発生すると。
1:02:20	だから、点線の3月は、アクセスルートを使ってないから、
1:02:26	抜けない可能性があります。
1:02:29	だからじゃどうするんですか。
1:02:33	その場合においても
1:02:37	オレンジの李野中さん。
1:02:39	大丈夫するものについてはアクセスルートのところにあるので、ここに
	はすでに設置され、手順上明確になってますか。
1:02:55	北海道電力の鍋田でございます。赤三角とオレンジの三角部分が手順上
	でですね明確にはなってございませんので、ちょっとその部分を検討し
	てちょっと修正の方させていただきたいと考えます。
1:03:13	ここをこうします。
1:03:17	はい。
1:03:18	だから、
1:03:27	大体なる。
1:03:30	こっち側の、
1:03:35	代替として、
1:03:37	緊対所のやつが成立するんでしょう。
1:03:40	ちょっとここいいからどうみたいな。
1:03:44	ちょっと普段測ってるポイントは違いますので、はい。
1:03:48	プラントの、
1:03:49	連続性みたいなものはたくさんあるかもしれませんけれども、事故時の
	所、かかってその放射性物質をどちらに飛ぶとかっていうことを、
1:03:58	ちょっと古江では十分、逆に、
1:04:12	規制庁ないですちょっと今の方に関係して、私も同じ質問しようと思っ
	たところなんでちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:18	論点がはっきりしたんで、
1:04:22	基本的にもともと設置場所っていう右上のところは、ここ路上っていう
	か平地の芝生の面で、
1:04:32	地上データの気象データ取ってるとこだと思うんですよ。だから、
1:04:35	もともと代替っていう意味では
1:04:38	収支量といいますよね。
1:04:42	2 社収支とか放射収支をここでとるから、場所的に安定した平地で、従
	前との連続性もあって、一貫性があるということで先ほどおっしゃった
	ように、
1:04:54	平常から事故に変わったときにもそこの連続性もあるところでとるのが
	筋だと思うんですよね。
1:05:00	だからここが第1候補で、当然もしここにアクセスできないときは、そ
	の近傍の方がむしろアクセスできて近傍の方がいいのではないかと思う
	んですよ。で、
1:05:12	左下の金代表の近傍のところっていうのは、ここにも、基本的に今先ほ
	どお話あったSEになってから、
1:05:21	ここに設置するっていうことにはなるとは思うんですけど、そのそいつ
	は緊対所に通過するクラウドの方向性を確認するっていう意味で、
1:05:32	追加情報になるという意味では有用だと思うんですけれども、基本的な
	もともとの
1:05:39	主要データの風向であるとか大気安定度とかのセットの拡散、要は拡散
	条件のセットとしては、
1:05:46	もとある路上の場所の方が、当然従前の蓄積データもあって連続性もあ
	るっていう意味では、適切だと思うので、
1:05:56	ちょっと手順上でね、
1:05:58	なんていうな例えば皆さんやられてるのかどうかわかんないすけど、そ
	の従前の路上と緊対所近辺のデータの整合性であるとかね。
1:06:10	同じ時間でとったときの気象データの整合性だ兵庫が違ったり、建物に
	よって、風向違ってくる可能性もあるんで、
1:06:20	どういう形でなんていうのこのふた通の設置とかその使用っていうの
	を、手順上とかではっきり、或いは防災上ではっきりさせるっていう、
	その辺の
1:06:34	考え方をきちんと整理した上で説明していただいた方がいいのではない
	かと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:41	はい。北海道電力芝田です。今ご指摘あった通りやはり、規則発足所で
	測るのが一番良いというのは我々も同じ認識でまずはそこに置くと、次
	善の策というふうな考え方だと思うんで、その辺り整理して、
1:06:53	手順の中で回答させていただきたいと思います。
1:06:57	規制庁長井です
1:06:59	一応防災防災というか 60 条の要件のところがまずは主であって、防災
	のところは何ていうか
1:07:10	そちらの方も 10 として、両方合わせて総合的にということで、
1:07:15	考えるのかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。承知い
	たしました。
1:07:29	規制庁アキモトじゃあと最後の案件なんですけど一番最初のやつで、
1:07:35	何でしたっけ、カバーの件なんですけど、割れは令和、非指摘はしてな
	くて、指摘っておっしゃられたんですけど、事実確認しただけなんで。
1:07:46	そこだけちょっと履き違えないようにしていただいて事実確認した結
	果、泊としてどうすべきかっていうのを考えられて、こうしたっていう
	ことだと思いますんで。はい。理解はしました。はい。私からは以上で
	す。
1:08:03	他規制庁側から確認ありますでしょうか。
1:08:09	よろしいですか。はい。よろしければ、続いて、
1:08:13	1.17 の方ですかね。瀬口さんの方からご説明お願いします。
1:08:23	北海道電力山田です。それでは資料番号資料6の配本3、
1:08:30	泊発電所 3 号炉ヒアリングコメント回答リストの技術 N 分能力 1.17、こ
	ちらの方を使ってご説明していきたいと思います。
1:08:39	それではまずコメントのナンバー1、考えたモニタリングポストを膨張
	て宮に置くかどうかの判断基準、括弧優先順位に関して手順に反映する
	こと。
1:08:51	こちらの方ですね、この後で出てくるナンバー10 の方で説明しておりま
	すので、そちらのところで説明したいと思います。
1:08:59	続いてナンバー2 活動開始からのタイムチャートとしているが女川事前
	打ち合わせも入っている、最新の審査実績を踏まえ、必要性を検討し説
	明すること。
1:09:11	いうことでこちらの方ですけども、当初、泊の方は活動開始前鹿野ちゃ
	んタイムチャートという形で作成しておりましたが、着手手順着手の判
	断後要員が、作業を実施するにあたっては複数の要因が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	作業分担して実施するため事前の打ち合わせが必要であるという判断に
	なりましたので、最新の審査実績を踏まえて事前打ち合わせを、タイム
	チャートに追加しました。
1:09:38	またタイムチャートに事前打ち合わせ追加したことによって作業時間が
	変更を生じましたので関連する作業時間の記載を修正しております。
1:09:47	続いてナンバー3、A T P 約 3.9 メーターの記載について適正化するこ
	とと、
1:09:56	いうことでこちらの方、緊対所の、TPPの記載について英訳を削除し
	て、記載を適正化した。
1:10:06	適正化しております。
1:10:08	続いて4分の2ページの方に行きましてナンバー4番、班長から反映の
	指示が記載された年度適切化すること、カッコ水平展開用ということ
	で、
1:10:19	こちらの方ですねご指摘の通り他班長が
1:10:25	それから放管班への指示が記載されておりませんでしたので、放管班長
	を放管員範囲に含めた形の記載で見直しまして、記載について適作化を
	行いました。
1:10:39	続いてナンバー5番、ツイジ箇所について適切にその旨記載することと
	いうことで、こちら 60 条と同様の資料を 1.17 の方でもつけてたんです
	けども、
1:10:49	辻についてちょっと記載をしておりませんでしたので、60条と同様に辻
	箇所を記載しております。
1:10:58	続いてナンバー6番、先行と比較してモニタリングポストが多く、作業
	人員が少ないのに対して作業時間が短い理由について説明することと、
1:11:08	いうことで、こちらの方 0 カウントモニタリングポストの代替測定につ
	いて、コメントをいただいております。第2測定の作業時間についてな
	んですが、女川泊に関して、
1:11:21	長井作業時間になってまして、理由としましては、粟野局舎間の移動時
	間が
1:11:27	負担で行動することになってるんですけども、約220分というふうに、
	飯尾名和の方は積算しております。泊の場合は、極夜間の移動距離が比
	較的短く、
1:11:39	なってまして移動時間を短縮して一晩で約40分と積算しているので、
	作業時間が短くなっております。これを、差異理由の方、麻生入江のほ
	うに追記させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:55	続いて4分の3ページの方に行きましてナンバー7番、車両等の等につ
	いて、該当するものはなく規制が不要であれば適正化することというこ
	とで、
1:12:06	こちらの回答としましては車両以外の移動手段を考慮してない記述の部
	分の等については削除を行っております。
1:12:16	続いてNo.8、泊原子力発電所の記載について記載適正で生活することと
	いうことで、
1:12:23	こちらの方を動きのないため記載のほうを修正させていただいておりま
	す。
1:12:30	続いて4分の4ページ、ナンバー9番ですね電力ボクサーベータの後の
	括弧が一つ抜けているので適正化することということで、こちら誤記な
	ど他号機のため修正しております。
1:12:43	最後、ナンバー10番。
1:12:47	海側に設置する考えたモニタリングポストの設置場所に関して防潮ての
	外側と内側に、どちらに設置するかを判断するということについて、重
	大事故時等における、測定、監視測定の対応手順及びその
1:13:01	優先順位を踏まえた上で手順を明記すること、また判断基準を手順で明
	確化することと。
1:13:07	いうことで回答の方なんですけども、
1:13:11	以下の内容を追加し判断基準を明確化したということで、
1:13:14	(2) の発電、考えたモニタリングポストによる放射線の測定及び代替
	測定の項目で、
1:13:22	下線部の記載を追加しております。内容としましては正しい原子力、た
	だし地震火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、
1:13:34	アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。また
	考えたモニタリングポストの見合いの設置について、発電所前面海域に
	津波計注意報が発生してる場合は、
1:13:48	防潮て内側のアクセスする土壌のシャローで運搬できる範囲に設置場所
	を変更すると。
1:13:53	いう記載をしております。
1:13:57	技術の形能力 1.17、
1:14:00	以上になります。
1:14:04	はい、それでは規制庁側からの確認に入りたいと思います。
1:14:14	規制庁秋本ですちょっと、まずは簡単なところだけなんですけど江藤さ
	ん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:19	伴ですかねかい。
1:14:21	回答の3番で、あれなんですかねちょっとTPって、プラスかマイナス
	かみたいな話って、何か他のところで出たと思うんですけどあそこって
	何か。
1:14:33	回答ってまだ来てないと思うんですが、どう考えてるんですか。
1:14:40	TP+っていう表示も何か、
1:14:42	してるところもあったり、
1:14:46	はい、北海道電力の鍋田ですちょっと事務局の方からも修正があればお
	願いしたいんですけれども、今、社内ではですね、プラスの時はプラス
	は記載せず、マイナスのときだけマイナスで記載するというふうに、
1:14:59	整理されていると認識してございます。
1:15:03	規制庁アキモトそれはあれですか、地震とかの、もう医師対人関係も一
	緒っていう理解でいいですか。
1:15:11	何か設備かとか、手順がだけとかそういうことにはなってないです。
1:15:18	北海道電力岡ですけど会社としてそれで統一を図っています。少しまだ
	漏れてるのがあったらすみませんっていう形ですけど、基本会社でそう
	いう方針を立てて、
1:15:28	すべてに反映するということでやっております。
1:15:31	規制庁秋本です。わかりました。それで
1:15:36	あとは、
1:15:38	最後の矢、10番ですけど、マターで、
1:15:44	追記があったところなんですが、これはあれですか手順の、
1:15:50	数側には何か、概略のところには記載がされて、実際の手順上は別に、
1:16:00	特段何もいじっていないっていうことだと思うんですけど、これは、
1:16:06	何かのその操作手順っていうのところには、
1:16:10	何ていうんでしょう、どこで判断が入るような感じって認識したらいい
	んですか。
1:16:30	規制庁秋元です。すいません①。
1:16:32	被災状況を考慮し設置場所を決定するっていうところで含まれるってい
	う理解でいいですかね。
1:16:48	北海道電力の北野です。
1:16:50	丸井秋本さんおっしゃられるように①番のところの、その際、アクセス
	ルート等の被災状況を考慮し設置場所を決定すると。
1:17:01	いうところが、若井4属にかかってくるという認識でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:08	規制庁秋本ですわかりましただから、手順着手の判断基準は別に変えな
	くても良いっていう検討を一応していただいて、そういうことでしたと
	いうことでいいですよね。
1:17:22	北海道電力の北野です。はい。その通りです。
1:17:28	長秋本でそれであれですかねさっきの大体のすみません、代替の気象設
1.17.20	では、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、100mmでは、1000mmでは
1:17:35	でしたっけそれの、
1:17:38	記載。
1:17:40	店どこにあるんでしたっけ。
1:18:18	規制庁秋本です。だからあれですねこれは手順側も、
1:18:25	大体、大体測定の大体わかってないっていう理解。
1:18:30	いいですかね。盛小に比べてですよ。
1:18:34	北海道電力の鍋田です。今おっしゃっていただきました通り考えた気象
	台た飯野設置のほうの手順で、その緊対所のほうに設置するというよう
	な流れは今のところないという
1:18:47	
1:18:51	規制庁秋本須田からあれですよねさっきも長井も言った通り、緊対所で
	本当にいいのっていうこともあるとは思うので、
1:19:01	そこも合わせた上で手順上も、
1:19:06	すると、いうことで、そうするとだからあれなんですよね。ちなみにな
	んですけど、
1:19:14	一番近いアクセ、青いアクセスルートを、
1:19:18	のところ可搬気象観測装置はOKないとかそういうことはないっていう
	ことでいいですかね。
1:19:49	北海道電力松田でございます。今、先ほどの図があったと思うんですけ
	れどもアクセスルート等と、あと、この三角と赤点三角から、
1:20:01	可搬型気象の図面があると思うんですけどもこの青い太い青いルートが
	アクセスルートになってございますので、
1:20:08	そこに基本的に可搬型モニタリングポストもそうですけれども、合計恒
	設のモニタリングポストに置けない場合は置きますよっていうような形
	で資料上つくってる資料を作ってございますけれども、
1:20:21	可搬型気象に関しては先ほど長井イサーンからもお話あった通り高さ関
	係とかですね、要するに、法面の話ですと、法面というかきちんと風向
	風速がまともにはかれる場所なのかどうかっていう観点からも先ほどご
	指摘いただいたと思ってございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:38	そこら辺をちょっと確認しながらちょっと代替場所を選定しなければい
	けないかなというふうに今現在は思っているところでございます。
1:20:47	規制庁秋本です。あと和田カラー、もう1個の観点としては、
1:20:53	可搬型重大事故等対処設備って、アクセスルートを使わなきゃいけない
	って、
1:21:00	いうふうに 43 条んなっちゃうので、
1:21:04	そことの兼ね合いでどうこれを説明するか、何。
1:21:09	ですけど、
1:21:11	気象観測装置なんで、
1:21:15	同じ場所がいいんですっていうのはおっしゃる通りだとは思うんですけ
	ど、
1:21:20	だから後はどう考えるかっていうことだけで、先行って、
1:21:27	ここまで、
1:21:28	ここまで使う。
1:21:30	そういう友利%やっていて、何でこっちは家やなくてよかったとか何か
	理由とかってありますか。
1:21:42	北海道電力松田でございます。今現在ちょっとご回答数をできるような
	ちょっと、今ちょっと長調べもちょっとやってございませんのでちょっ
	と今、ちょっとご回答できません。すいません。
1:21:55	規制庁秋本です。だから、あれですよね、基準上わあ、も2歩網を気象
	観測装置も変わらないとは、
1:22:05	今ちょっと読んでて思っているのD。
1:22:10	一応だから可搬型重大事故等対処設備はアクセスルートを使えなきゃい
	けないっていう観点からすると、
1:22:21	そっか。だから、
1:22:23	勤怠上の方で、
1:22:27	十分大丈夫ですっていう説明を、
1:22:30	するか。
1:22:33	近く、可能な限り近くに、のアクセスルートにおきますっていうふうに
	するか。
1:22:40	ていうぐらいですかね。
1:22:42	北海道電力松田でございます。今秋葉さんおっしゃられた通りの方法で
	のちょっと検討になるかなと思っております。はい。
1:22:56	規制庁秋本ですわかりました事実は理解しました。
1:23:00	秋本は以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:05	はい。
1:23:06	1.17について他確認よろしいでしょうか。
1:23:13	原子炉規制庁の宮本ですちょっと今んところ、ダブるところがあるんで
4 00 40	すけどすみません。
1:23:19	1.17 の 24 から 25 ページ 5 手順書いてあると思うんです。
1:23:26	これ、
1:23:27	操作の成立性は 100 分と。
1:23:30	いうことになっていますと。
1:23:32	これの前提ってどうなってますかなんですけど。
1:23:35	アクセスルートってすごい手前で終わっちゃうんですよね。
1:23:43	ちょっと申し上げ、
1:23:52	60 条側の、
1:23:54	一番最後のページ、
1:23:58	だけを見ると、
1:24:02	これちょっと読み方だけ教えてアクセスルートっていうのは基本的に、
1:24:06	点線と青線だけですよと、ブルーの地主は、入ってませんよっていう、
	そういうことですよね。
1:24:14	そうすると、
1:24:15	ここで言っている8分というのは、どう計算されてるんでしたっけ。
1:24:32	北海道電力山田です。手順の方の、水受精の 100 分ですけどもこちら
	は、既設の起用観測上に設置する場合で 100 分と。
1:24:45	いう形で移動時間等を積算して記載しております。あ、すいませんちょ
	っと聞き方があるで、アクセスルートが使える前提なのは、
1:24:53	この濃い青までだと思うんだけど、
1:24:57	このブルーも使える前提でこれ 100 分て計算して、
1:25:01	黄色だけを、
1:25:04	何か立ててもつかななんてそういうそういう計算をしてるってことです
	か。
1:25:09	こちらの方はですね一応車両を使っての積算になってましてそのアクセ
	スルートしか使えないという形での積算にはなってございません。
1:25:24	何て言うんすかね。既設の気象観測所まで車両が使える場合の積算とい
	う形で記載しております。
1:25:35	すいません、センコーもそれ同じような考え方で積算してました。
-	•

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:59 ちょっと先行よく確認してもらえばいいと思うんですけど、ちょっと私の記憶だけで申し訳ないなと、女川とかもこれすごく時間がかっていて、っていうのはアクセスルートから手で持って運びますと。 1:26:11 なので、結構山登っていかなきゃいけないので、すごく時間がかかりますって多分説明を受けた記憶があって、そうすると磯の出発点が、 1:26:19 もし使えるアクセスルートからだったら、 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書いてありますよね。
 て、っていうのはアクセスルートから手で持って運びますと。 1:26:11 なので、結構山登っていかなきゃいけないので、すごく時間がかかりますって多分説明を受けた記憶があって、そうすると磯の出発点が、 1:26:19 もし使えるアクセスルートからだったら、 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
 1:26:11 なので、結構山登っていかなきゃいけないので、すごく時間がかかりますって多分説明を受けた記憶があって、そうすると磯の出発点が、 1:26:19 もし使えるアクセスルートからだったら、 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
すって多分説明を受けた記憶があって、そうすると磯の出発点が、 1:26:19 もし使えるアクセスルートからだったら、 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
 1:26:19 もし使えるアクセスルートからだったら、 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
 1:26:22 全然自覚変わっちゃいますよね。 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
 1:26:26 その辺って潜航とかと合わせても、見劣りしないのかだけちょっとそれが今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
が今の状態がいいか悪いかって私はちょっとわかんないんだけど、そこは確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
は確認した方がいいかなと思うんですけども。 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
 1:26:38 北海道電力松田でございます。今、宮本さんおっしゃった通りアクセスルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
ルートベースでの時間算定なのか、恒設のモニタリングポストに行ける前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
前提でのちょっと時間なのかというのをちょっと確認させていただいてですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
ですね、きちんと合わせて、 1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
1:26:53 状況確認させていただきたいと思います。 1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
1:27:00 1-17-24 だと。ただし地震火災等で説明しアクセスすることができない場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
い場合は、 1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
1:27:07 アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するって書
ハてあります上わ
12.1.2.1.2.1.2
1:27:12 で、そうすると、これを期待しているのは、
1:27:17 場所はどこですかってなると、
1:27:19 これは、
1:27:21 使えるアクセスルートって大分下に下がってくるってそそういう今考え
方でおられるという、そういうことですか。
1:27:31 北海道電力鍋田です。アクセスルート上で選定するとおっしゃる通りか
と思いますし、先ほど申しました通り緊対所の方に置いてあるもので代
替できるかなという考え方も、
1:27:42 ございましたのでそういった考えでございました。
1:27:48 今現状はわかりましたその辺よく先行とさっきの秋本の室確認を踏まえ
てよく
1:27:56 確認してくださいしか言いようがないですけどその辺よろしくお願いし
ますいいですかね。
1:28:02 両電力の鍋田です承知いたしました。
1:28:05 あとですね、
1:28:09 タイムチャートのちょっと見方だけ教えて欲しいんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:13	これ全体はどうなってるかわかんないので、1-17-43 に、緩和型の気
	象設備で、
1:28:22	2044、44 ページに
1:28:25	緊対所に置くやつと二つなんなんですが、これは別版と考えていいんで
	すか、それとも同一版ですか。
1:28:44	北海道電力山田です。
1:28:46	まず 44 ページ目の方の緊対所の付近に置く。加賀滝町ですけどもこれ
	は
1:28:55	SEに会ったら多くという形になってまして、43ページ目の方は気象観
	測くう設備が
1:29:06	測定できなくなった場合の代替測定になりますので、
1:29:11	班としては別班になるという形で考えております。
1:29:18	だから別々に人員は確保されてるそういう理解でいいですよね。
1:29:30	北海道電力山田です人員が別々に確保されてるかと言いますと、別々で
	はなくて補放管班員が、
1:29:43	4名おりますので、その中で
1:29:49	何ていうんすかね。時間を見ながら
1:29:53	設置すると、いうような形になっております。
1:29:59	今、ちょっと説明後、4人いて、いや、作業は2人で可能だから、
1:30:06	2人ずつに分かれば負担にできるっていうそういうふうな説明がなかっ
	たんだけどさ、そういうふうに今考えてるのか。
1:30:13	どうなんですか。
1:30:23	北海道電力の北野でございます。
1:30:29	緊急時モニタリングに関する要員の動きとしまして
1:30:33	まとめ資料の 1.17 の 50 ページ。
1:30:38	2、
1:30:40	書いてあるんですけども、
1:30:41	基本的には放射線量と気象観測設備を図る班と、あとですね、
1:30:54	放射能観測車等で放射性物質の濃度を測る班等、今二つの班で動くよう
	に考えております。
1:31:05	ですので、放射線量と気象観測設備の設置に関しましては一つの班で実
	施することで今考えております。
1:31:21	すいません。
1:31:24	ちょっと私の質問に今回答されたかどうかよくわかんなかったんだけ
	ど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:28	17-50 ページに書いてある。
1:31:34	気象観測測定。
1:31:39	の二名。
1:31:41	が、
1:31:42	一部上から四つ目にも二名がいて一番下にも二名がいますよと。
1:31:52	もともとは、
1:31:54	可搬型の方は地震発生後にすぐ動けるように、この二名が行きますよ
	と。
1:32:01	なので緊対所の方につける人は別の班ですっていうそういう答えでいい
	んですよね。
1:32:10	伴っていう言い方がよくなかった人が別にいるということでいいんです
	よね。
1:32:22	私が気にしてるのは、ただ単に 100 分かかるところに人が行っていて、
	緊急時対策付近の気象観測が必要になったときに、まだそっち側に人が
	行っていて、実は人が回れなくて、
1:32:36	合計この気象観測装置 180 分かかりますよとかっていう話にはならない
	ですよねっていうの。
1:32:42	流れでいかなきゃいけないので、そうじゃなくて別々で対応できるんで
	すよねっていうそういう質問なんですけど。
1:33:31	ちょっと今、社内で確認させていただきます。少々お待ちください。
1:34:50	北海道電力芝田でちょっと確認時間を要してますんで、一度持ち帰らさ
	せていただいて、ご指摘としては重複してるようであれば成立しないん
	じゃないかという人だと理解しておりますんで、それはない、もしくは
	人数を確保するというふうなことを、
1:35:04	ご回答できるように準備させていただきたいと思います。
1:35:10	はい特に人を用意するとかっていうよりはどういうロジックになってる
	かだけ説明していただければ別に今の人数が十分であればそれで構わな
	いと思いますよくそこは確認してください。いいですかね。
1:35:24	電力山田です。承知いたしました。
1:35:32	あとすみませんあともう 1 件だけ確認ですけど 60 条側の資料で、1、見
	やすいので一番最後のページから 2 枚目のところにある 60-7-2 のと
	ころに、
1:35:43	小型船舶の話があるんですけどこれはあくまでも確認なんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:49	小型船舶が都丸のところで着水予定でいますということになっていま
	す。で、小型船舶があるのがこの1号炉、西川さん31メーターエリア
	になっているので、
1:36:02	この流れとしては、どっちを回るかは別としてアクセスルートトンネル
	もあるのか大きく里が回っていくのかは、多分そのときには、多分外
	側、一応一番外側だと思われるのか 2 号機の和気多分これ、
1:36:16	切れてるのでこれ回れないですよね多分ね。
1:36:19	で、その上で、茶津第2トンネルの傾斜とかきついんですけど、ここは
	一応考慮して
1:36:30	小型船舶を乗せたトラックも通れるように確認されているということで
	いいですかね。
1:36:53	北海道電力の北野でございます。アクセスルート上の
1:36:59	船舶の積載車に関しましては、
1:37:05	ときちんと通行できるように、確認はしております。
1:37:12	規制庁宮沢苅田江藤ちょっと気になった 60-7-2 の、
1:37:17	これどっちが取るかはちょっと私もわからないんだけど、倉庫からね、
	保管場所からどちらを通るか分かる最短ルートでいうと多分アクセスル
	ートトンネルの方を通って下に下がってくると思うんだけど、
1:37:30	そうするとちゃんとニュウコウトンネル第2トンネルなのか、第1か忘
	れましたけど、いうところは非常に狭隘になっていて、これは 90 度っ
	ていうかそのほぼヘアピンどころ。
1:37:43	角度じゃないんですけど、ここは流れると。
1:37:48	もしくはここを曲がらないんだったら一番外側の一番
1:37:52	3号機の後ろを通ってずっとぐるっと回っていくルートを選ぶ。
1:37:56	だと思うんだけど、これ今どっちが今想定されてるんでしたっけ。
1:38:05	北海道電力岡田ですけれども、基本的にあの防潮底があってですね直接
	外には出られなく今後なってしまうので、基本的にこの茶津、
1:38:17	そのトンネルをくぐって外に出て、オレンジ色の左側から丸の方に行く
	というような流れになろうかと思います。ここ今、直角みたいな形にな
	ってますけれども、
1:38:30	すべてTall車両のですね、仕様とかを確認してここではこの形少し
	確定ではなくて少し丸みを帯びた形で、最終的には道路になろうと思い
	ますので、この辺の道路の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:43	通行性なんかは、小型船舶もそうですし、他の燃料輸送の車両とかもう
	少し大型車両とかですねいろいろ工場車両とかも含めてですね、社内で
	検討して、通れるような設計にしていくということでございます。
1:38:57	なので車が通れないということには、
1:39:00	ならないというふうに考えております。
1:39:05	わかりました。ちょっとさっき私言った
1:39:08	どっち回りでいくのかだけ教えてもらいます。
1:39:38	北海道電力松田でございます。基本的に配置図上は左回りということに
	なると思ってます。
1:39:45	はい、わかりました。はい。私は以上です。
1:39:52	はい、規制庁側からご確認ありますでしょうか。
1:39:57	はい。お願いします。
1:39:59	規制庁秋本ですすみませんさっきの何でしたっけ、代替測定の話なんで
	すけど、気象観測設備の代替属性の話で、
1:40:09	すいません書いてあることがちょっと今確認ができたのでちょっともう
	1個、
1:40:16	比較表じゃなくて今すいませんまとめ資料だけなんですけど 1.17-24
	ページの最後のところに、ただし地震家財で設置場所にアクセスするこ
	とができない場合はアクセスルート上のシャローで、
1:40:30	運搬できる範囲に設置場所を変更するっていうことでこれも2本と同じ
	宣言が、
1:40:35	書いてあったので、ていうことは後はあれなんすかね、図だけの問題っ
	ていうことでいいんですかね。
1:40:43	やることは多分ちょっと書いてあったんで、
1:40:47	浅い状況を考慮して千葉書を決定するっていうことなんで、森本の澤。
1:40:52	ず一だけの問題っていうことですかねだから、
1:40:57	緊対所ここで想定しても緊対所と言ってはいないので、どこに、
1:41:02	やるっていうのは、その場の判断みたいな感じになっちゃってるんです
	けど。
1:41:07	当然あらかじめ判断しておく必要があると。
1:41:12	思いますけど、だから図だ形の問題っていうことですかね。
1:41:17	はい。北海道電力の鍋田です。今はですね
1:41:22	ページを示していただいた場所で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:25	置けない場合は別の場所ということは記載してございましたので、具体
	的な場所が記載してないっていうその図面上に記載してないっていう、
	はい。ことだけとあとは先ほどご指摘のあった、
1:41:38	それで期初ちゃんと図れるかという部分なのかなと考えてございます。
1:41:42	はい。
1:41:44	規制庁アキモトです理解しましたあと宮本がらしい、あった。
1:41:50	成立性の話なんですけど、ちょっと私も島根の見てて、この程度だから
	この程度でいいかなっていうふうな感じは受けたんですけど。
1:42:02	確かに学生スルート使った場合の評価っていうのが書いてないのは使え
	てないので、
1:42:11	どうするかなと思いつつ、ただあれですよねアクセスルートを使った場
	合はこれよりも早い時間で設置できるっていう理解でいいんですかね。
1:42:28	北海道電力松田でございます今おっしゃられた通り大体、県としてはア
	クセスルートは内側の方に入ってきますので、時間的には短くなる方向
	だというふうには思っています。
1:42:40	長秋本です。だから途中でどうなるかちょっとわからないんすけど想定
	上は、ヨーイドンで緊対所から出ることを考えると思うので、いずれに
	しろですね、
1:42:52	津波の状況も判断して用意のでき緊対所からだから、距離の近いものだ
	ったら当然時間が短いでしょうと。
1:43:00	だから成立性に書く必要ないんですよねっていうロジックでいいですか
	ね。
1:43:07	時間的な話からするとそういうロジックにはなると思います。ただ今先
	ほどありますので、河田記者の点については正直今どこにだ、どこを代
	替にしますということは宣言しておりませんので、
1:43:20	そうするとまたその辺の時間の考え方極端な話言いますとすごく、カフ
	ェ型ポスト気象観測設備を置く場所によっては時間が、
1:43:29	という話にもなると思っておりますので、ちょっと今ちょっと即答する
	のはちょっとあれかなということを思っています。規制庁アキモトです
	後はあれですね操作の成立性で、一番長いものだけを書いているパター
	ンじゃないものもありますよねなんつうか、何とかの場合何とかの場合
	って書いてる場合もあったような気が。
1:43:48	するのは、頭にだけがちょっとあんまり覚えてないですけど。
1:43:53	だから、場合分けするっていうパターンもあり得るかなあとは思うの
	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:59	ちょっと今回、結構、
1:44:01	きょうと
1.44.01	
1.44.15	んで、成立性のところを少し充実する方向で検討できますかね。
1:44:15	北海道電力松田でございます。今おっしゃられた通りアクセスルートな
	りを考慮した観点での記載の充実という合意、ご指摘かと思いますの
	で、その辺ちょっと検討させていただきたいと思います。
1:44:33	他よろしいでしょうか。
1:44:35	はい。それでは
1:44:37	あとパワーポイントの方ですが、二つ残ってますので、ご説明の方お願
	いしますちょっと時間もないので途中で切れるかもしれません。
1:44:45	本できるところまで説明お願いします。芝田です。基準適用性の方はま
	とめ資料の抜粋となってますんで、傍聴て営業の方についてご説明させ
	ていただきます。
1:45:00	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:45:04	資料8番の方ですね、包丁て変更に伴うモニタリングポストへの影響に
	ついてということでパワーポイントをお呼びさせていただいてございま
	すのでこちらについてご説明させていただきます。
1:45:18	1枚めくっていただきまして最初のページですけれども、
1:45:22	当社はモニタリングポスの一部を防潮庭の外側に置き、設置する方針で
	すので新設防潮てによるモニタリングポストの計測への影響を整理して
	ございます。
1:45:32	また防潮ての設計変更によりまして原災法十条の発生後に、海側に設置
	することとしている可搬型ポストの防潮店側になりますので、
1:45:42	これらの間型ポストに対する影響については、こちら、1063回審査会合
	で成立性の見通しをお示ししましたが詳細は別途説明するとしてござい
	ましたので、
1:45:53	そちらについてもここでご説明させていただきます。
1:45:57	本審査会合ではごめんなさいこれは会合なんで、こう書いてますけれど
	も、31 条 60 条の範囲として、
1:46:03	包丁て設置による生息への影響についてご説明させていただきまして、
	津波による漂流影響については、5条のほうで説明いたします。
1:46:12	それでこのスライドのたてつけについてちょっとですねご説明させてい
	ただきたいんですけれども、
1:46:17	- 番最後のスライド面の 10 ページのほうをめくっていただきますと、
	HANDER OF THE HANDER OF THE PROPERTY OF THE PR

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	こちら参考ということで付けさせていただいてまして、そもそもこうい
	ったスライドを用いて当社としてご説明することになった経緯の初めの
	部分といたしましてはこの指摘事項、
1:46:35	第 67 回審査会合と書いてますが、この平成 26 年で、
1:46:39	この鍵括弧でくくったモニタリングポストについて津波による漂流影響
	を調停設置による計測への影響について整理すること。
1:46:46	こういったコメントがござい江藤ご指摘がございまして、これを当社と
	して宿題事項と考えてましてこれについての回答ということで、最初に
	手を挙げて、
1:46:57	一つ、トピックスとなってございます。ただそのあとで傍聴ての審査を
	進めていただく中で、個別条文の中で可搬型ポストについても説明しな
	さいという、
1:47:09	ものがございましたのでそちらも絡めてご説明させていただいていると
	いうことで、
1:47:13	ちょっと当社といたしましては、この古い指摘を表に出してこれに対し
	ての回答ですというふうにご説明させていただくべきなのか。
1:47:22	先ほど、1 枚目に戻っていただきまして 1 ページ目に示しましたよう
	に、当社としては、頂点を内側じゃなくて外側に設置することにしてま
	すので、
1:47:32	こういった資料で説明しますという自主的な説明。
1:47:36	見させていただくかで少し迷っているという現状でございます。
1:47:41	たてつけについてはですね以上になりまして次、1 枚めくって 2 ページ
	目なんですけれども、
1:47:47	こちらは江藤小のまとめ、ところのご説明の中でですね出てきますので
	31 条と 60 条、
1:47:53	それから原災法の十条と 15 条についてちょっと抜粋して記載させてい
	ただいております。
1:47:59	3160 についてはですね少し省略させていただきまして、原災法十条、
1:48:05	の方ですね下線引いてございますけれども、そちらの方で事業所の区域
	の境界付近において政令で定める。
1:48:13	基準以上の補助線量が政令で定めるところにより検出されたところとい
	うことで、
1:48:18	こちらのスライドではですね、原災法十条の方では、基本的にこの境界
	付近っていうことがワードキーワードとして出てきますというご説明に
	なります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

 1:48:28 1枚めくっていただきまして、3 スライド目です。 1:48:32 そちらのですね基準の考え方を踏まえた、当社のモニタリングポストモニタリングステーション並びに考えたモニタリングその設置場所の考え方についてまとめた資料を1枚、 1:48:43 追加してございます。江藤青井枠で囲っているのは、前回から追加したスライドとなってございます。 1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、安全審査指針及び 雑続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立方入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:48:58 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストあから、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 1:50:22 そして最後のポツとして考えたポストのうち緊対所付近に、 		
ロタリングステーション並びに考えたモニタリングその設置場所の考え方についてまとめた資料を1枚、 1:48:43 追加してございます。江藤青井枠で囲っているのは、前回から追加したスライドとなってございます。 1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、 1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストをできるモニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:48:28	1 枚めくっていただきまして、3 スライド目です。
方についてまとめた資料を1枚、 1:48:43 追加してございます。江藤青井枠で囲っているのは、前回から追加した スライドとなってございます。 1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、 1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31 条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:48:32	そちらのですね基準の考え方を踏まえた、当社のモニタリングポストモ
1:48:43 追加してございます。江藤青井枠で囲っているのは、前回から追加した スライドとなってございます。 1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、 1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31 条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3 ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングポステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:01 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		ニタリングステーション並びに考えたモニタリングその設置場所の考え
スライドとなってございます。 1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、 1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置するとのについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、コ:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		方についてまとめた資料を1枚、
1:48:50 まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、 1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条 15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:48:43	追加してございます。江藤青井枠で囲っているのは、前回から追加した
1:48:55 安全審査指針及び		スライドとなってございます。
1:48:55 安全審査指針及び 1:48:58 継続指針ですね、及び、31 条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずつつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3 ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:48:50	まず最初のポツですけれども、モニタリングポスト及びモニタリングス
 1:48:58 継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 		テーションは、
 お入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、エニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 	1:48:55	安全審査指針及び
 1:49:08 まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3 ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 	1:48:58	継続指針ですね、及び、31条に基づきまして業務上立ち入る者の衛生立
 辺監視区域付近に設置しているというご説明。 1:49:15 次、2ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 		ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置してございます。
 1:49:15 次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、エニタリングポスト及びモニタリングポステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 	1:49:08	まずこれが恒設のモニタリングポストとモニタリングステーションを周
ングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまずーつ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		辺監視区域付近に設置しているというご説明。
ものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニタリングステーションの設置位置に設置すると。 1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:49:15	次、2 ポツですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、モニタリ
タリングステーションの設置位置に設置すると。		ングポストまたはモニタリングステーションを代替する目的で設置する
1:49:28 ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		ものについては、すぐ代替しようとするモニタリングポストまたはモニ
 つ、書かせていただいております。 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない 海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんです けれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす 線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございま す。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及 び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲 に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記 載させていただきます。 		タリングステーションの設置位置に設置すると。
 1:49:34 そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして10、原災法の十条15条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 	1:49:28	ただ、そこに置けない場合は別の場所に置きますという方針をまず一
 1:49:38 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない 海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして 10、原災法の十条 15条の通報に必須なものではないんです けれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす 線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及 び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲 に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 		つ、書かせていただいております。
海側に設置するもの、こちらにつきましては、60 に基づいて設置する。 1:49:46 ものでして 10、原災法の十条 15 条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:49:34	そして3ポツ目ですけれども、可搬型モニタリングポストのうち、
 1:49:46 ものでして 10、原災法の十条 15 条の通報に必須なものではないんですけれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 	1:49:38	モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない
けれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		海側に設置するもの、こちらにつきましては、60に基づいて設置する。
線量を観測した場合には通報、 1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:49:46	ものでして 10、原災法の十条 15 条の通報に必須なものではないんです
1:49:58 行いますので、 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		けれども、こちら設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす
 1:49:59 基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございます。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。 		線量を観測した場合には通報、
す。 1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:49:58	行いますので、
1:50:05 ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:49:59	基本的には発電所敷地境界付近に設置することを原則と考えてございま
び前面海域に、 1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲 に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		す。
1:50:11 谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。	1:50:05	ただ、津波影響等により当該箇所への移動るとか、通行できない場合及
に設置場所を変更すると、こちらは先ほどの技術的能力と同じ文言で記載させていただきます。		
載させていただきます。	1:50:11	谷チーフが発生してる場合はアクセスルート上の車両伝播における範囲
1:50:22 そして最後のポツとして考えたポストのうち緊対所付近に、		
	1:50:22	そして最後のポツとして考えたポストのうち緊対所付近に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:26	希ガス等の放射性物質の侵入を低減方をするためのものを一つ置きます
	ということを記載してございます。
1:50:34	この1枚のスライドでええと、その設置の考え方についてまず記載させ
	ていただいた上で、
1:50:39	その次ですね、4枚目のスライドでは位置関係を示してございます。
1:50:45	図のですね、
1:50:47	下の方に黄色い枠で包丁ての背後に設置するモニタリングポスト及び可
	搬型モニタリングポストというふうに、
1:50:53	書いて四つ、モニタリングポストを示してございまして、
1:50:57	これらの位置関係について右側の図で原子炉格納容器との防潮庭と原子
	炉格納容器等の位置関係を示してございます。
1:51:07	江藤、こちらご覧いただきますと、一番上に載っていますモニタリング
	ポストの7番というのが、防潮低との距離が一番近く、かつ、角度的に
	もう格納容器が一番見えない角度になるということで、
1:51:21	モニタリングポスト7番が一番膨張ての影響を受けると考えてございま
	す。
1:51:27	1枚めくっていただきまして、5スライド目です。
1:51:32	こちらはですねまず平常時事故時分けて検討してございますけれども、
	そのうち平常人ということで、モニタリング傍聴て自身が多数放射線の
	影響について記載してございます。
1:51:46	(1) が平常時の観測、ということでPOS新設防潮等によるバックヤ
	ードへの影響、
1:51:51	1 ポツ目ですけれども、放鳥て、新設ではないんですけども旧郷町平均
	がどんな影響を持っていたかということで検討を行ってございまして、
1:52:01	設置前の平成24年は、モニタリングポスト7番、
1:52:06	ごめんなさい、下の方の図でですね、位置関係示してございますけれど
	も、
1:52:11	真ん中の図で旧防潮へきとして四角黒い
1:52:16	線、
1:52:17	点線でですね、記載しているのが 95、旧傍聴席ですが、
1:52:21	こちら距離が 14 メーター程度。
1:52:23	というモニタリングポストのようなに対して位置関係ですけれども、
1:52:28	これに対して設置前の平成 24 年は 37.5 分、ナノグレイパーに対して、
1:52:34	設置後の1年間の平均が38.1ナノグレイパーアワーでほとんど変動が
	ない。
	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:39	そういうことを確認してございます。
1:52:41	そしてまた同じようにですね下の真ん中の図で赤線、赤で示してるのが
	新設防潮ての来る位置になりますけれども、
1:52:49	こちら2メーターほど近づきはするんですけれども、先ほどの線量の変
	化がほとんどございませんでしたので、
1:52:57	包丁て自体が線源となるっていう、平常時の影響というのは小さいと考
	えてございます。
1:53:04	続いて、1枚めくっていただいて6枚目の(2)番で、事故時の観測に対
	する影響を整理してございます。
1:53:12	まずポツとしましてはクラウドシャイン線への影響を整理してございま
	す。
1:53:17	図に示す通り通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポストか
	ら線源を直接見込むことができず、
1:53:24	下の図でいうとですね、この緑の点線より下部分というのがポスト7番
	から見えない範囲。
1:53:30	になりますけれども、
1:53:33	そこチラーの範囲については文章のほう戻りまして膨張ては相当の厚み
	がございますので直接線の測定は困難かと考えてございます。
1:53:42	ただ、放射性物質が移動して直接見込み値に到達しただけ段階で線量が
	上昇しますし、
1:53:48	また見込まない範囲のものについても一部、散乱しまして線量の所増加
	には寄与いたします。
1:53:56	防潮てによって見えない角度というのは地面から約20度の範囲でし
	て、検出器情報の 180 度 180 度に対して 11%程度であり影響は小さいと
	考えてございます。
1:54:07	また、放射性物質がモニタリングポスト名の方に移動しない場合は、
1:54:12	他のモニタリングポストで観測が可能です。
1:54:14	海側に設置する可搬型ポストについては、
1:54:17	先ほど示しました通り、モニタリングポストの内容にも着手できる確度
	が小さい、浅いので、上記説明で包含されてございます。
1:54:26	1枚めくっていただきまして7ページ目です。
1:54:30	こちらは直接スカイシャイン線への影響です。
1:54:34	ちょっと時間もないのではしょりますけれども、
1:54:37	この
_	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:38	緑の点線と、まず、青い点線より下の部分というのは、直接線に対して
	影響ありますがスカイシャイン線は影響がない部分。
1:54:46	に対して緑と黄色、緑と青の点線の間はスカイシャイン線に対して膨張
	と影響がある範囲となりますけれども、この範囲はあまり大きな範囲で
	はなくて、
1:54:56	約6度とか狭くなってございます。
1:54:59	またですね、 $0.5 M e V ガンマ線、例としてですが 0.5 M e V \gamma線の平均$
	10 固定は 95 メーター程度となっておりまして、
1:55:07	かなり多くの放射線がこの格納容器の状況の高いところまで飛んでいっ
	てそっからスカイシャイン線としては入ってくる。
1:55:13	という状況です。
1:55:15	ですのでこちらは、膨張ての車両を考慮しても膨張低がない場合と比較
	して、同オーダーでの家族が可能であると。
1:55:23	考えてございます。
1:55:26	こちらめくっていただいて8ページですけれども、
1:55:29	こちらは今までのですね、
1:55:33	感度の影響がどうかという問題ないという説明になりますけれども、
1:55:39	一つ目のポツです可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定は、
	放射性物質の放出開始から 7 行実測で行うため、
1:55:47	現在法人以上に該当する敷地境界付近の線量率である5マイクロ
1:55:52	5000 ナノグレイパワーを可搬型ポストでも堅持する必要があると考えて
	ございます。
1:55:57	前述の通り同オーダーでの観測は可能と考えてますけれども、これによ
	って感度が仮に 10%、1 桁下がったと仮定した場合におきましても、
1:56:07	モニタリングポストの計測範囲、
1:56:10	こちらまた考えたモニタリングポストの計測範囲を考えると、いずれも
	10 分の 1 の放射線
1:56:15	英語 100 ナノグレイパーアワーを想定した場合においても、いずれもレ
	ンジ内で測定が可能と考えてございます。
1:56:21	また直接線スカイシャイン線は格納容器が線源になりますので他のポス
	トでも共通して線量が上がって、
1:56:28	総合的にモニタリングが可能です。
1:56:36	規制庁を使って申し訳ありませんちょっとお時間になってしまいまして
	次の予定が入ってしまいましたのでここで一旦中断したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁大塚ですそれではヒアリングの方を再開したいと思います。パワ
	一ポイントの説明の途中だったと思いますけども、
0:00:08	説明の方、再開していただいてよろしいでしょうか。
0:00:13	はい。北海道電力の鍋田です。先ほどの引き続きまして資料8の方でご
	説明させていただきます。
0:00:20	資料8の方ですね8枚目8ページ目のスライドまで進んでおりまして、
0:00:26	こちら最後のポツからなりますけれども、衛藤。
0:00:30	直接会社員線の影響についてですけれども最後のポツですね海側に設置
	する可搬型ポストについては、モニタリングポスト7より防潮店より直
	視できなくなる確度が小さいので、
0:00:40	上記説明にポスト7の説明に包含されますというご説明です。
0:00:45	1 枚めくっていただいて、9 ページ目のスライドですけどもこちらはま
	とめのスライドになりますので、割愛させていただきたいと思います。
0:00:53	以上で、スライドのご説明が終了です。
0:01:01	はい。ご説明ありがとうございます。
0:01:06	まずちょっと私からでは、何点か確認させていただきます。
0:01:12	6 ページをお願いします。
0:01:24	まず、6ページに図があるんですけど、図の方にですね、ちょっと寸
	法、記載していただきたいっていうのが1点。
0:01:33	あと、
0:01:35	あと、
0:01:36	(2) の2ポツ目のところで、
0:01:39	防潮てにより見えない角度は値地面から約20度、
0:01:44	の範囲で、
0:01:46	検出器は 180 度はかれて、
0:01:49	そのうちの 11%程度が、
0:01:53	その隠れて見えない。
0:01:56	部分に当たるということなんですけど。
0:01:58	その11%だったら、
0:02:01	大丈夫だという根拠っていうのは、何か説明できたりしますか。
0:02:08	はい。北海道電力の鍋田です。まず1点目の図に踏み越えれるという件
	につきましては、承知いたしました。図の方に主要な寸法の方を記載す
	るようにし、したいと考えます。
0:02:21	それから 11%であれば問題ないのかというご指摘なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	これについてはですねちょっと別の資料になりますけれども、60条の比
	較表なんですけれども、60 比較表補足の
0:02:35	150
0:02:41	149 ページ、149 ページの方、ちょっと開いていただきたいと思いま
	す。
0:02:49	50 補足の 149 ページの方で、
0:02:58	衛藤寛型モニタリングポストの
0:03:01	設置場所におけるルームの検知性についてということで選考日の皆さん
	も付けてる資料がございますけれども、モニタリングポストが複数あっ
	て、その間を
0:03:12	そのプルームが抜けていった時に測定できますかというような資料に、
0:03:16	なってございますけれども、
0:03:18	こちらですね 150 ページの方行っていただいて、
0:03:23	一番下の括弧評価結果というところございますけれども、
0:03:28	チラーですね例えば女川さんであれば、一番感度が低くなる可能性ある
	ホスト得れば、一番最後3行目あたり見ていただきたいんですけど約2
	桁、
0:03:38	低くなるが最低でも 1.4×10 のマイナス 2 乗程度の感度を有しており、
0:03:43	問題ありませんというような資料になってございまして、
0:03:47	問い、一応ですねこの感度というふうにして落として評価するというの
	はセンコーさんもやられている評価方法でございます。
0:03:54	そして次にですね、こちらをですねまた送っていただいて、
0:03:59	154 ページの方見ていただきたいと思います。
0:04:04	154 ページ、すいません 153 ページの方からちょっとご紹介しますけれ
	ども、
0:04:10	153 ページが、今度は可搬型モニタリングポストの計測範囲というレン
	ジの関係の資料になってございまして、
0:04:18	そのレンジが問題あるかないかというような資料になってまして。
0:04:22	このですね一番さっき申し上げました 154 ページの方に行っていただく
	٤,
0:04:28	ここはですね女川さんはつけてないんですけれども島根さんが審査会合
	を受けて追加したような記載が追加になってまして。
0:04:36	重大事故時における初期段階での空間放射線量の測定についてというこ
	とで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

 0:04:41 こちらはその感度に対して原災法で定めているその5マイクロ汚染レーパワー、これに掛け算をしてあげてその検出器の測定レンジ等較することで問題ありませんという、 0:04:54 説明をしている資料になってございます。 0:04:57 江藤当社といたしましてもこちらの方を参考にさせていただきまし先ほどの、 0:05:03 パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待ださい。 0:05:15 8ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が10% 	を比 て、 ち 可能
較することで問題ありませんという、0:04:54説明をしている資料になってございます。0:04:57江藤当社といたしましてもこちらの方を参考にさせていただきましたほどの、0:05:03パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待ださい。0:05:158 ページ目のスライドになりますけれども、0:05:19こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	て、 ちく 可能
0:04:54説明をしている資料になってございます。0:04:57江藤当社といたしましてもこちらの方を参考にさせていただきましたほどの、0:05:03パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待ださい。0:05:158 ページ目のスライドになりますけれども、0:05:19こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	ちく 可能 0、
0:04:57 江藤当社といたしましてもこちらの方を参考にさせていただきましたほどの、 0:05:03 パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待ださい。 0:05:15 8 ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	ちく 可能
 先ほどの、 0:05:03 パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待ださい。 0:05:15 8ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10% 	ちく 可能
0:05:03 パワーポイントの方ではですねさ、1 枚、すいませんちょっとお待定さい。 0:05:15 8 ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	可能
ださい。 0:05:15 8ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	可能
0:05:15 8ページ目のスライドになりますけれども、 0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	,
0:05:19 こちらはですね直接スカイシャイン線の方が同オーダーでの測定がであるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	,
であるという説明をさせていただいていて、仮にこれで感度が 10%	,
0.05.00 1-45 1 18 0 1 1 5 = 1 - 1 1/2 # 1 1 18 0 - 1 2 18 1 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	~ _ _
0:05:28 になった場合ということで 1 桁落ちた場合でも測定できますという	のを
同じようなロジックで紹介させていただいている。	
0:05:34 資料となっておりまして、先ほどの	
0:05:38 11%という数字につきましては、感度といたしましては 98、89%と	いう
ことになりますので、こちらに包含されていて問題ないと。	
0:05:48 考えてございます。	
0:05:50 以上です。	
0:05:55 規制庁大塚です。了解しました。	
0:06:37 はい、北海道電力鍋田ですちょっと説明長くなってしまいましたけ	れど
ŧ.	
0:06:42 この 500、すいません 5000 ナノグレイパーアワーというのが現在法	で決
まった数字になっていて、これに感度を掛け算した時に、通常のB	に隠
れてしまうとちょっと測定できてるとは言えないと考えており、	
0:06:55 まして今回の場合 10%ですので、507 ということで十分測定できる	と考
えてございます。	
0:07:03 ごめんなさい。ご質問としては11%程度、線量率が下がった場合と	いう
ことで、	
0:07:09 感度としては90%程度ございますので、問題ないと考えてございま	す。
0:07:25 原子炉規制庁宮本ですけど、それを説明するんであればこの6ペー	ジの
ところに必要なパーセンテージが書かなり、考え方を書いた上で、	現実
は、	
0:07:36 どうですっていうふうな根拠を書かないと、	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	今言われてる内容で、ここだけのページを見ると 1011%程度の影響は小
	さいっていうしか読めないので、そこはしっかりロジックをまず説明し
	て、整理してもらいます。
0:07:53	はい。北海道電力の鍋田です。はい承知いたしました。こちらのページ
	でわかるようにロジックの整理させていただきます。
0:08:06	芝田です若干補足します今 5000 ナノグレイを図る。
0:08:12	必要があって 10%になった場合でも測れますというふうなことでちょっ
	とどの程度かけても
0:08:19	図らなければいけないものを図れるというふうな論旨で紙を修正すると
	いうふうな方向ですけれども、そもそも
0:08:28	クライテリアとして
0:08:32	いろんな基準等を見ても、
0:08:35	敷地周辺域での線量を測らなきゃいけないっていうのが、いろいろな要
	求となっていまして、
0:08:43	そういった観点からなかなか定量的なものっていうものを示すっていう
	のは困難ていうのは、
0:08:49	あったのでこの値を引いているっていうふうなのが現状でございます
0:08:55	資料の方については先ほど鍋田が言った通りの方針で改正して、10%の
	補足はさせていただきたいと思います。
0:09:05	規制庁大塚です。
0:09:07	了承しました。6ページの2ポツの、
0:09:11	記載の後ぐらいにちょっと根拠の方書いていただければと思います。
0:09:16	はい。続きまして次のページの 7 ページのところで、
0:09:26	まず3、
0:09:28	常に書いてある。
0:09:31	この平均自由工程 95 メートルたんですけど、
0:09:34	これはどこのこと言ってるんですか。
0:09:40	はい。北海道電力の鍋田です。
0:09:43	この平均自由工程ですけれども、こちらはガンマ線が1回出て、
0:09:48	そっから次の反応サンラン等ですねするまでの距離の平均値みたいな、
0:09:54	ものになりますけれども、こちらは $0.5 MeV$ の γ 線に対して、空気中
	の平均 10 工程というものを求めると、95 メーター程度というふうにな
	っておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:05	ちょっと図の中で明確に 95 メートルというのは記載してございません
	けれども、この上に飛び出していく、放射線の平均的な飛ぶ距離、平均
	15 点が 95 メーターということを説明した数字でございます。
0:10:36	す。
0:10:38	規制庁大塚で承知しました。ちょっと図の方に書けるようでしたら、
0:10:43	はい記載お願いします。
0:10:44	はい、承知いたしました。あと、スカイシャインに対して防潮提供があ
	る。
0:10:51	領域がスカイシャイン全体に対してどれくらいの割合ならOK。
0:10:56	ていう何か基準はあるんでしょうか。
0:11:00	はい、北海道電力の鍋田です。
0:11:02	こちらにつきましても明確にこうであれば良いという基準はないんない
	と認識しておりますけれども、
0:11:09	こちらズーで示している通りでして図で示しているようにですね半分程
	度以上の放射線は、影響ない部分も入っていくというふうに、平均次工
	程 95 メートルというところからも考えておりまして、
0:11:24	そうなりますと、少なくともどうだ、観測。
0:11:27	が可能というふうに考えてございます。
0:11:31	そして先ほどの感度の議論の方に入っていって、
0:11:35	1 桁落ち程度であれば問題ないというのが当社の考えでございます。
0:11:41	規制庁大塚です。ここもちょっと6ページと一緒で、
0:11:45	全体に対して影響があるのがどれくらいだから、
0:11:49	どういう根拠で大丈夫だっていうことがわかるように、
0:11:53	資料の方追加、記載の充実をお願いします。
0:11:57	はい。少しですね全体に対してどれぐらいなのかというのがわかるよう
	な記載に修正したいと思います。
0:12:08	はい。規制庁大塚です。とりあえず私からは以上です。他に何かありま
	すでしょうか。
0:12:18	原子力規制庁の宮元です。ちょっとこのCパワーポイントのちょっと位
	置付けで確認したいんだけど、
0:12:25	これは、
0:12:29	何を説明されようとしてるし、
0:12:32	パワーポイントで要はその基準の適合性を説明されようとしてるのか、
	現在北条のモニタリンポスト説明されようとしてるから、これは何を説
	明されようとしてるんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

放射線をしっかり図りなさいと言われているところに対して互助ての向こう側に設置するんですけれども測定ができますということで、 0:13:00 御説明それからモニタリングポスト7番、恒設のものについても設置しますので、31条の適合性というふうに考えておりますが、 0:13:09 その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。 0:13:17 規制庁までで 0:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 0:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:37 平常時の、 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:04 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス 7 は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイン・チ作るんであればまず 31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくでですね。 0:14:40 にれいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:57 これ会で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:08 にれちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 既設のまま使うということを、	0:12:44	はい。北海道電力の鍋田です。衛藤、本資料といたしましては 60 条で
 ○:12:58 基本的には60条に対する適合性。 ○:13:00 御説明それからモニタリングポスト7番、恒設のものについても設置しますので、31条の適合性というふうに考えておりますが、 ○:13:09 その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。 ○:13:17 規制庁までで ○:13:19 じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 ○:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 ○:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちよっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 		放射線をしっかり図りなさいと言われているところに対して互助ての向
の:13:00 御説明それからモニタリングポスト7番、恒設のものについても設置しますので、31条の適合性というふうに考えておりますが、 の:13:09 その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。 の:13:17 規制庁までで の:13:19 じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 の:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 の:13:37 平常時の、 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:48 そうですねはい平常時 5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 の:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 の:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 の:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 の:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 の:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。		こう側に設置するんですけれども測定ができますということで、
ますので、31条の適合性というふうに考えておりますが、 0:13:09 その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。 0:13:17 規制庁までで 0:13:29 じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 0:13:29 衛藤 31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 0:13:37 平常時の、 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これれ普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、0:14:56 まずね。 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。	0:12:58	基本的には60条に対する適合性。
 ○:13:09 その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていただいているという認識でございます。 ○:13:17 規制庁までで ○:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 ○:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:39 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:14 (であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくでですね。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:56 まずね、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:00	御説明それからモニタリングポスト7番、恒設のものについても設置し
だいているという認識でございます。 0:13:17 規制庁までで 0:13:19 じゃあ31 条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 0:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 0:13:27 葡藤 31 条といたしましては平常時の観測にすみません、5 ページですね。 0:13:37 平常時の、 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくでですね。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。		ますので、31条の適合性というふうに考えておりますが、
 ○:13:17 規制庁までで ○:13:19 じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 ○:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 ○:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:09	その中で原災法も関連があるためちょっと原災法の方も記載させていた
 ○:13:19 じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。 ○:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 ○:13:29 衛藤31条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 		だいているという認識でございます。
 ○:13:26 はい。ご移動電力の鍋田です。 ○:13:29 衛藤 31 条といたしましては平常時の観測にすみません、5ページですね。 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくでですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:17	規制庁までで
の:13:29 衛藤 31 条といたしましては平常時の観測にすみません、5 ページですね。 の:13:37 平常時の、 の:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 の:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 の:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 の:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 の:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 の:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 の:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 の:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 の:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 の:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 の:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 の:14:56 まずね、 の:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 の:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。	0:13:19	じゃあ31条のところに係る説明はどこに書いてあるんでしたっけ。
 ね。 0:13:37 平常時の、 0:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 0:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮でのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくでですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:26	はい。ご移動電力の鍋田です。
 ○:13:37 平常時の、 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:56 まずね、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちよっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:29	衛藤 31 条といたしましては平常時の観測にすみません、5 ページです
 ○:13:39 ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、 ○:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 ○:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 ○:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:56 まずね、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 ○:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 		ね。
 0:13:48 そうですねはい平常時5ページの平常時の観測というところで、普段の測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:37	平常時の、
測定がしっかり。 0:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。	0:13:39	ごめんなさいモニタリングポスト7番につきましては、
 0:13:55 できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なことにならないと。 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:48	そうですねはい平常時 5ページの平常時の観測というところで、普段の
(こ14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 ○:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 ○:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 ○:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 ○:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 ○:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 ○:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 ○:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 ○:14:56 まずね、 ○:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 ○:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。		測定がしっかり。
 0:14:02 いうようなところでご説明させていただいております。 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:13:55	できますよという日、防潮てのバックグラウンドでその測定が変なこと
 0:14:05 ちょっと私勘違いしましたこれ、 0:14:08 モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 		にならないと。
 0:14:08 モニタリングポスト 7 は移設はしないんですか、するんですかどっちなんですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス 7 は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず 31 条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり 4 ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:14:02	いうようなところでご説明させていただいております。
んですか。 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:05	ちょっと私勘違いしましたこれ、
 0:14:14 北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず31条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:14:08	モニタリングポスト7は移設はしないんですか、するんですかどっちな
定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず 31 条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり 4 ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて		んですか。
 0:14:26 であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず 31 条に対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり 4 ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて 	0:14:14	北海道電力の鍋田です。こちらモニタリングポス7は移設しなくても測
対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。 0:14:40 これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。 0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて		定できるという説明資料でして、移設はしない方針でございます。
0:14:40これいきなり 4 ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。0:14:47仮設というか可搬型の話のは、0:14:51説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、0:14:56まずね、0:14:57これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、0:15:04まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。0:15:08これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:26	であれば、これね普通、パワーポイントを作るんであればまず 31 条に
0:14:47 仮設というか可搬型の話のは、 0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて		対する考え方をまず整理してなきゃいけなくてですね。
0:14:51 説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、 0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず31条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:40	これいきなり4ページは仮設の話を持ってきてますよねこれ。
0:14:56 まずね、 0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:47	仮設というか可搬型の話のは、
0:14:57 これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、 0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:51	説明等を要は常設のやつがこう入ったり来たりしてるんだけど、
0:15:04 まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。 0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:56	まずね、
0:15:08 これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて	0:14:57	これ会合で会合での会合というか、適合性を説明する前提としては、
	0:15:04	まず 31 条の適合性に対してどうなのかと。
既設のまま使うということを、	0:15:08	これちょっと私勘違い移設するのかと思ってたんだけど移設はしなくて
		既設のまま使うということを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	あれ説明。
0:15:24	前々回説明した時にもしかしたらモニタリングポス7は、昔はもうちょ
0.15.24	
0.15.00	つと
0:15:33	右側にあったんですけれども、それを移設してここに置いたっていうふ
	うな説明もしかしたら前回申し上げてるかもしれないです。
0:15:44	すいませんちょっと私勘違いして申し訳ないんで、
0:15:47	であればまず 31 条に対して影響があるかってないのをまず説明して、
	説明の資料としてつけていただいただかないと、
0:15:56	これ 31 条の説明されてるのか。
0:15:59	60
0:16:01	60条の説明をしてるのかちょっとわからないんですよね。その上2ペー
	ジ目のスライドでいきなり現在方が入ってきてるわけじゃないすか。
0:16:11	これ原災法って基準適合性とは関係ないんですよね、基本的に。
0:16:16	中では確かに使ってる可能性はあるけど、
0:16:20	であればこれ初めの 1 ページが、
0:16:23	現在十条の発生って要は、基準では何つってるかっていうと原災法十条
	とは言ってなくて、
0:16:30	要は重大事故等が発生した場合にっていう表現になってますよね。
0:16:34	それを混合して書かれちゃうと、これ適合性の会合で説明する資料とし
	ては、
0:16:42	よくわからない資料になるんですよ。
0:16:44	終わります。
0:16:46	なのでそこはよく確認していただかねこれ丸で、現在法に基づくモニタ
	リングポストの説明をされようとしてるような資料になってるような気
	がするんだけど、違いますかね。
0:17:01	芝田です。ご指摘の通りちょっと 31 条 60 様に定量的な値がなかったこ
	とより原災法引いてきてるんですけども、適合性を説明すべきは 31 条
	60 条と指摘は、
0:17:14	その通りだと思いますんでそこの辺り誤解のないように、31条60条の
	適合性がこの場所でもあるんだというふうな論旨が読み取れるような改
	正を行いたいと思います。
0:17:27	通常この関係法令のところなんかに書かないですよねこんなの。
0:17:32	対象条文書くならわかるんだけどこれ何で関係法令を全部ここに持って
	きてるのかがまずちょっとわかんないですよね。
0:17:40	北海道電力の鍋田でございます。
1	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

 ○:17:42 あとですね線、前回のですねヒアリングの時にこの原災法の関係もあって考えたポストはこの境界付近に設置しますというようなご説明をさせていただいたときに、 ○:17:54 湖面等いたしましてであれば原災法の記載のわかるように、 ○:18:00 してくださいというようなコメントをいただいたっていうのが経緯としてございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足につけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。 ○:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 ○:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 ○:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 ○:18:37 影響について整理することなんですよね。 ○:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 ○:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 ○:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 ○:19:03 初かによったのでよれ。当然、31条と60条でそれぞれ説明するってととなるわけですよね。 ○:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 ○:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 ○:19:35 んページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそらく、 		
でいただいたときに、 0:17:54 湖面等いたしましてであれば原災法の記載のわかるように、 0:18:00 してくださいというようなコメントをいただいたっていうのが経緯としてございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足につけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。 0:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 0:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ボツですけれども記載させていただいております。 0:19:02 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。	0:17:42	あとですね線、前回のですねヒアリングの時にこの原災法の関係もあっ
 ○:17:54 湖面等いたしましてであれば原災法の記載のわかるように、 ○:18:00 してくださいというようなコメントをいただいたっていうのが経緯としてございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足につけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。 ○:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 ○:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 ○:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。 ○:18:37 影響について整理することなんですよね。 ○:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響でつてのはこれ、どう、 ○:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 ○:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 ○:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 ○:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 ○:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 ○:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 ○:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 		て考えたポストはこの境界付近に設置しますというようなご説明をさせ
 ○:18:00 してくださいというようなコメントをいただいたっていうのが経緯としてございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足につけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。ます。その上で、要は、 ○:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 ○:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 ○:18:26 これ基本的にね。 ○:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 ○:18:37 影響について整理することなんですよね。 ○:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響のてのはこれ、どう、 ○:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 ○:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 ○:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 ○:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 ○:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 ○:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 		ていただいたときに、
でございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足につけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。 0:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 0:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。	0:17:54	湖面等いたしましてであれば原災法の記載のわかるように、
つけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。 0:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 0:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:28 これ基本的にね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね。 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。	0:18:00	してくださいというようなコメントをいただいたっていうのが経緯とし
 ○:18:13 はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思います。その上で、要は、 ○:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 ○:18:26 これ基本的にね。 ○:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 ○:18:37 影響について整理することなんですよね。 ○:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 ○:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 ○:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 ○:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 ○:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってとんなるわけですよね。 ○:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 ○:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 ○:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 		てございまして今回追記させていただいておりました。であれば補足に
ます。その上で、要は、 0:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:26 これ基本的にね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ボツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するって、とんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。		つけるっていう話だよね。参考で元に付けるって話じゃないね。
 0:18:20 10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でまず考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:26 これ基本的にね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、の:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:13	はい。申し訳ございません。そのように修正させていただきたいと思い
#考えなきゃいけないわけですよね。 0:18:26 これ基本的にね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ		ます。その上で、要は、
 0:18:26 これ基本的にね。 0:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、つ:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:20	10ページ見てもらえばわかるんだけどこれ会合への指摘事項の回答でま
 ○:18:28 これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリングポストについては津波漂流影響膨張で設置による建設継続です。 ○:18:37 影響について整理することなんですよね。 ○:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 ○:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 ○:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 ○:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 ○:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 ○:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、つ:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 ○:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 ○:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 		ず考えなきゃいけないわけですよね。
 ングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、つ:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:26	これ基本的にね。
 0:18:37 影響について整理することなんですよね。 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:28	これ会合の会回答になってますかっていうところになってて、モニタリ
 0:18:40 ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 		ングポストについては津波漂流影響膨張て設置による建設継続です。
 0:18:46 どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:37	影響について整理することなんですよね。
別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ	0:18:40	ここで回答としては、津波による漂流影響ってのはこれ、どう、
ね。 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ	0:18:46	どうしたんですかって何も書かれてなくて、これ多分おそらくだけど、
 0:18:55 北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下にですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 		別条文で説明するか何かっていうのがまず書かなきゃいけないですよ
ですね、 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ		ね。
 0:19:01 表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツですけれども記載させていただいております。 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31条と60条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分5ページから繋がってるのでおそ 	0:18:55	北海道電力の鍋田です。10ページ目のスライドですとですね、一番下に
### すけれども記載させていただいております。 0:19:09		ですね、
 0:19:09 わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言って整理することってあれば当然、31 条と60 条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4 ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ 	0:19:01	表、入居利益については5条の方でご説明しますということで、ポツで
て整理することってあれば当然、31 条と 60 条でそれぞれ説明するってことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4 ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ		すけれども記載させていただいております。
 ことんなるわけですよね。 0:19:23 初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、 0:19:31 5ページには、これはちょっと通常型の話があって、 0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5ページから繋がってるのでおそ 	0:19:09	わかりましたんで、じゃあ、包丁て設置計測への影響についてって言っ
0:19:23初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、これ可搬型の話があって、0:19:315ページには、これはちょっと通常型の話があって、0:19:356ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。0:19:41事故時なので設計基準事故の話をしているのか。0:19:45んだと思うんだけど、これは名声多分 5ページから繋がってるのでおそ		て整理することってあれば当然、31 条と 60 条でそれぞれ説明するって
れ可搬型の話があって、0:19:315ページには、これはちょっと通常型の話があって、0:19:356ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。0:19:41事故時なので設計基準事故の話をしているのか。0:19:45んだと思うんだけど、これは名声多分 5ページから繋がってるのでおそ		ことんなるわけですよね。
0:19:315ページには、これはちょっと通常型の話があって、0:19:356ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。0:19:41事故時なので設計基準事故の話をしているのか。0:19:45んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ	0:19:23	初めに、じゃあ、この下形になってるかっていうと、4ページには、こ
0:19:35 6ページはこれは何の説明してるかがちょっともうわからないんですよね、これは。 0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ		れ可搬型の話があって、
ね、これは。0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ	0:19:31	5ページには、これはちょっと通常型の話があって、
0:19:41 事故時なので設計基準事故の話をしているのか。 0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ	0:19:35	
0:19:45 んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ		ね、これは。
	0:19:41	事故時なので設計基準事故の話をしているのか。
らく、	0:19:45	んだと思うんだけど、これは名声多分 5 ページから繋がってるのでおそ
		らく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	そうだね30条側の説明になるんだけど、対象条文が何も書いてないの
	で、
0:19:57	ちょっとわからないですねと。
0:20:00	北海道電力の鍋田です。4ページ目のスライドなんですけれども、こち
	ら少しわかりづらかったかと思うんですけれども、常設のモニタリング
	ポスト7番も併記させていただいておりまして、
0:20:13	常設と可搬すべて示したつもりで4ページ目は示させていただいて、
0:20:19	一番下ですね一番右下にですね、防潮てからの距離及び遮へいされる角
	度により、モニタリングポストが最も影響を受けるということで整理さ
	せていただいた上で、
0:20:30	次スライドからはすべてポスト 7 について議論を行うことで、
0:20:35	可搬型ポストもその範囲の影響ですという、私の説明を聞きました。は
	ι _°
0:20:42	私の質問って理解された上で今回答されてます。
0:20:47	申し訳ございません。それで、取りきれてなかったかもしれない、そち
	らの主張ばっかりを繰り返されても、私はわかりません。
0:20:59	南條の説明をしてるかわかりませんって言ってることに対する回答です
	かって今の。
0:21:06	申し訳ございません。ですので
0:21:09	それぞれ何条かわかるようにスライドの方修正させていただきます申し
	訳ございません。
0:21:15	そちらで市場一方的にされるの構わないんだけど、
0:21:20	このパワーポイントっていうのは、会合で説明するなり何なりする資料
	ですよね。適合性の説明になってるかなってないかっていう観点で、
0:21:29	5ページはじゃあなってるんですか。
0:21:33	何条のこれ適合性を説明しようとしてるのかを、
0:21:37	これで識別するんですかこれ。
0:21:41	60 条は、何ページからですか。
0:21:56	基本的に計測できることが要求事項と考えていてその影響は小さいとい
	うふうなところ市だと思うんですけれども、ご指摘の通り、どの条文の
	どこに対する回答かというふうな整理が十分なされてないというふう
	に、
0:22:09	認識しましたので、そのあたりは改正を行いたいと思います。
0:22:14	要はね、
0:22:15	繰り返しになるんだけど、これ非常に北電のパワーポイントって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	何を説明してるかよくわからなくなるんですよ言われてることはわかり
	ます。中身は大体、
0:22:27	なので、条文の何に対する確認だから常設のモニタリングポストだった
	ら 30 条になるし、可搬型ポストに対する考え方なら、
0:22:37	60 億円になるんだけど、
0:22:40	その敷地も敷地もわからないし、
0:22:43	ここで言っている。
0:22:45	モニタリングポスト7がずっと続いていて、
0:22:53	これは8ページだけがあれですか、60条の話をしてるわけ。
0:23:03	北海道電力の鍋田です。
0:23:06	衛藤。
0:23:09	平常時事故時とですね5ページ6ページとございまして、一番下のとこ
	ろでですね先ほど説明させていたちょっと言葉が足りないと思うんです
	けれども、
0:23:19	考えたポストについてはモニタリングポストの名より、
0:23:22	その影響が小さいので上で説明されていますということで、一応可搬型
	と常設それぞれに対して影響が小さいということを、それぞれ説明して
	いるつもりでございました。
0:23:34	8ページ目につきましては原災法の、
0:23:37	お話になって参りますのでその部分については60条、
0:23:40	こういうことかと考えます。はい。
0:23:44	わかりましたとりあえず
0:23:48	まず、ちょっと9私、再度言うとモニタリングポストなのは常設用デー
	ビー側移設しないと。
0:23:55	可搬だけの可搬の影響だけを今確認していると。
0:23:59	いうのが過半と上位譲与常設のやつに対しても両方確認しているという
	前提でこの整理はされていて、
0:24:07	それで防潮底の高さが、
0:24:13	極端に言えば、この
0:24:15	6ページだけを見ると、もうほぼあれですかね膨張ての高さが今決まっ
	てないんだけど、
0:24:22	防潮庭の高さが、よっぽど叩く高くならない限りはこう影響ないって見
	てるってことですか。
0:24:36	はい。ご指摘の通り4、4ページの表、図は膨張性高さ6.5メートルと
	して、を見ていますが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	上空はほぼ見渡せるというふうなことを考えるとこの値が少し変わって
	も、大きく影響はないというふうに考えてございます。
0:25:21	はいわかりちょっと整理はしてくださいというなど、
0:25:24	やたら先ほど言いましたけど
0:25:27	
	でつけていただければいいかなと思っていて、基準上は、
0:25:38	ここで書いてある重大事故と発生した場合っていうふうに、
0:25:42	なると思うので、
0:25:43	ちょっと本文上はうまく書き上げるようにお願いします。
0:25:49	そんなところ。
0:25:51	はい。私の方は以上です。
0:26:00	規制庁の永江です。ちょっと今6条関係と原災法の関係でちょっと私
	も、
0:26:09	確認したいんで、3ページのところ見ていただきたいんですけれども、
0:26:16	そこの三つ目のぽ通で、
0:26:20	可搬型モニタリングポスト等のことを書いてて、
0:26:24	基本的に
0:26:27	従前、何て言うんすかね
0:26:30	従前の原災法で設置しているモニタリングポストっていうのは海側に基
	本的には、
0:26:37	なくて、それ自体は私の認識はその
0:26:42	そっちの、そちらの方向にもともと人が住んでないんで、
0:26:48	測定する必要もなくて、むしろこうやっぱり公衆の被ばく食うというこ
	とを考えると、
0:26:55	人が住んでる方向の方位に、モニタリングポストは置いとけばいいよっ
	ていう、そういう、そういう考え方でモニタリングポスト自体が設置さ
	れたっていうふうに理解してるんですけど。
0:27:08	皆さん方のご理解はどういうものでしょうか。
0:27:16	はい。北海道電力の鍋田です。江藤。我々の認識といたしましても同じ
	でして基本的に
0:27:24	人がいる側に、理屈の方にポイントリングを設置しているという認識で
	す。
0:27:29	規制庁の生井です。それでそれを踏まえて、今の設置許可基準規則の 60
	条っていうのは、
0:27:36	求めてるのは海側に、重大事故等が起こった場合に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:43	新たに、
0:27:45	海側についても設置しなさいとしかも、
0:27:48	基調データ網。
0:27:51	きちんと取りなさいっていうことを言ってるんですよね。
0:27:54	それは何かっていうと、
0:27:57	いろんな方位に対して、重大事故が起こったりとか或いはどの程度の規
	模の
0:28:05	ソースタームが出されたかっていうのを、16方位もれなくね、情報をき
	ちんと重大事故の時に把握したいっていう意図だと思うんですよ。
0:28:16	で、
0:28:17	皆さんの方のその3ポツ目に書かれてる、モニタリングポストの位置な
	んですけどね、一応、包丁ての海側っていう外側に、
0:28:27	奥。
0:28:28	ための最も重要な根拠と、根拠っていうか論拠とされているのは、三つ
	目のポツの後半の方の原災法第十条第 15 条の通報に必須が、
0:28:40	設備ではないが、設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす
	線量観測した場合には、通報を行うことから、
0:28:50	発電所敷地境界付近に設置することを原則とすると、要はその原災法の
	十条 15 条の
0:28:57	通報になるような線量になると、通報しないといけないから、
0:29:02	敷地境界要は
0:29:05	その膨張ての外側の海側の方に置くんですってここを論議されてるんで
	すけれども、これは原災法上の見方かもしれないですけど今、
0:29:17	要件として宮本言ったように、今ここで議論してるのは、設置許可基準
	規則 60 条の要件を満たしてるかどうかっていうのを審査しているので
	あって、
0:29:27	その 60 条で求めてるのは、海側を海側の各方位に満遍なく測れるって
	いうことと、
0:29:35	当然
0:29:37	被ばく評価とか、後の線量評価にも関わってくるので気象データもきち
	んと
0:29:43	測れるようにしなさいってことを求めてるんであって、
0:29:46	その観点からする等、要はモニタリングポストの性能が落ちるっていう
	か遮へい額の
0:29:55	見方もありますけれども、その要は遮へい機能、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

の:29:59 後ろ側において、包丁での後、海側に置くと、当然そのソースタームの一番きくできくであろう直接スカイシャイン線っていうのは、低減されるし、 クラウドシャインについても一部は低減されるっていうことを考えると、その60条の趣旨に合ってないっていうふうに考えるのが普通だと思うんすよね。さらに、		
の:30:10 クラウドシャインについても一部は低減されるっていうことを考えると、その 60 条の趣旨に合ってないっていうふうに考えるのが普通だと思うんすよね。さらに、 0:30:20 皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、 0:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは 60 条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5msv。	0:29:59	後ろ側において、包丁ての後、海側に置くと、当然そのソースタームの
 ○:30:10 クラウドシャインについても一部は低減されるっていうことを考えると、その60条の趣旨に合ってないっていうふうに考えるのが普通だと思うんすよね。さらに、 ○:30:20 皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、 ○:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 ○:30:40 そういうふうに考えると ○:30:41 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは60条の趣旨から照らして、 ○:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。 ○:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 ○:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 ○:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 ○:31:12 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 ○:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 ○:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 ○:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 ○:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 ○:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 ○:32:01 衛藤。 ○:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5msv。 ○:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 		一番きくできくであろう直接スカイシャイン線っていうのは、低減され
と、その 60 条の趣旨に合ってないっていうふうに考えるのが普通だと思うんすよね。さらに、 0:30:20 皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、 0:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは 60 条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:12 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:56 タールの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 タールの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5ms v。		るし、
思うんすよね。さらに、 0:30:20 皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、 0:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いはも60条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可機型の設置位置っていうのは、 0:31:41 もうございますんでと思い、可機型の設置位置っていうのは、 0:31:41 もうございますんでと思い、可機型の設置位置っていうのは、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:01 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:30:10	クラウドシャインについても一部は低減されるっていうことを考える
の:30:20 皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があるときは、 の:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 の:30:40 そういうふうに考えると の:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは 60 条の趣旨から照らして、 の:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 の:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 の:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 の:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 の:31:16 いかがでしょうか。 の:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 の:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 の:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 の:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 の:31:56 SEが安井が発令されてから、 の:32:01 衛藤。 の:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。		と、その 60 条の趣旨に合ってないっていうふうに考えるのが普通だと
るときは、 0:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは 60 条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:12 比かがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、		思うんすよね。さらに、
 ○:30:29 設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 ○:30:40 そういうふうに考えると ○:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは60条の趣旨から照らして、 ○:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。 ○:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 ○:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 ○:31:16 いかがでしょうか。 ○:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 ○:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 ○:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 ○:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 ○:31:56 SEが安井が発令されてから、 ○:32:01 衛藤。 ○:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 ○:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:30:20	皆さんの場合の手順とかを読むと、津波が発生した場合は津波警報があ
定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは60条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、		るときは、
 0:30:40 そういうふうに考えると 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは 60 条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mS v。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:30:29	設置しませんて内側に設置しますっていうことを、内側である場所に設
 0:30:43 防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていうか、或いは60条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5msv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 		定して設置しますっていうふうに書かれたと思うんですけれども、
か、或いは 60 条の趣旨から照らして、 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:44 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。	0:30:40	そういうふうに考えると
 0:30:52 ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考えてっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5msv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:30:43	防潮庭の外側の海側にね、モニタリングポストを置くメリットっていう
てっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその60 条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、		か、或いは60条の趣旨から照らして、
条をやっぱり下に考えたときにね。 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:01 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:30:52	ちょっと先回も言ったと思うんですけど、防災法の観点とかもよく考え
 0:31:03 果たして皆さんの今の選択っていうのがね。 0:31:07 60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:01 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 		てっていうのは、そういう意味ですけれども、本質的に言うとその 60
 0:31:07 60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 		条をやっぱり下に考えたときにね。
 0:31:11 最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:32:01 衛藤。 0:32:01 衛藤。 0:32:01 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:31:03	果たして皆さんの今の選択っていうのがね。
 0:31:16 いかがでしょうか。 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:31:07	60 年適してる、提供してるかどうかってちょっともう一度
 0:31:27 芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:31:11	最後が必要ではないかというふうに考えた次第なんですけども。
 ていうのは陸側も右側も、 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:31:16	いかがでしょうか。
 0:31:37 というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、 0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、 	0:31:27	芝田です障害影響を確認するっていうふうな目的に照らして境界付近っ
0:31:41 もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、 0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、		ていうのは陸側も右側も、
0:31:48 検討の余地があるのかなというふうにとらえました。 0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:31:37	というふうに選択してたんですけども、今のご指摘、
0:31:51 うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、 0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:31:41	もうございますんでと思い、可搬型の設置位置っていうのは、
0:31:56 SEが安井が発令されてから、 0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:31:48	検討の余地があるのかなというふうにとらえました。
0:32:01 衛藤。 0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:31:51	うん。規制庁ないです皆さんの手順書以上どうなってるかっていうと、
0:32:03 動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんですけど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:31:56	SEが安井が発令されてから、
けど、もともと、5mSv。 0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:32:01	衛藤。
0:32:11 かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出るっていうところでまだ炉心溶けてないんで、	0:32:03	動くなあとモニタリングポストも設置に行くっていう話をされたんです
っていうところでまだ炉心溶けてないんで、		けど、もともと、5mSv。
	0:32:11	かなり炉心が溶けないと出てこないような線量なんで、そのSEが出る
0:32:20 ある。		っていうところでまだ炉心溶けてないんで、
	0:32:20	ある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	プラント側の情報でもすでにもうSEとかすぐに、そのあと何時間かし
	たら、Gに行くと思うんですけど、もうすでにその線量以前に、十条と
	か 15 条のもう、
0:32:34	報告っていうのはもう出てると思うんですね、蓋然性が高いと思うん
	で、その皆さんがそのあとにね、
0:32:41	わざわざそのモニタリングポストで、また十条相当とか、5 マイクロを
	超えましたっていう通報を出す以前にもうすでに十条 15 条のおそらく
	通報は出てると思うんでプラント側からの条件で、
0:32:54	SEの難波と梶野南波で皆さんのA3の、
0:32:59	マップがあると思うんですけど、そう考えると
0:33:02	やっぱり60上納要件を下に、この方法で、ここで可搬型モニタリング
	ポストのやっぱ設置のタイミングであったり場所であったりってのはや
	っぱきちんと考えるべきだっていうのが、
0:33:15	筋だと思うんで、もうちょっとよく考えて、
0:33:20	そういう場所、どこに設置するかということと、手順についても、ちょ
	っとご検討いただければと思うんですが、
0:33:35	承知いたしました。
0:33:40	ないですよ私からは以上です。
0:33:46	規制庁のねちょっと確認だけなんですけれども、10ページのところでま
	ず1個目耐津波の対応が多分違うなっていうところなんですけれども、
0:33:56	去年の 12 月に、津波の漂流物か何かってし審査会合をやってたと思う
	んですけどそこ、
0:34:04	もしくはそのヒアリングとかも通してこの内容っていうのはあれなんで
	勝土建グループには伝えてるんですか。
0:34:15	起債で審査の中で説明するって書いてあっても、一応もう会合とかやっ
	てるけど、今後伝えていくのかそれとももうすでにそういう例えば何か
	漂流物の中に入れてるかとか、何かこの今のその状況っていうのは、
0:34:29	あれなんですか。今後の予定でしかないってことですか。
0:34:34	北海道電力の鍋田でございます。衛藤さん津波の方にですね、ですねす
	でに伝えてございまして漂流物の中に含めて評価するということで、調
	整していると考えてございます。以上です。
0:34:48	規制庁の小野ですってことはこれでもうすでに説明済みっていうことで
	いいですか。
0:35:03	後です確認させていただいて、この表現で適切、事実と合ってるのかと
	いうのをちょっと確認させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:09	規制庁の承知いたしましたちょっと、どう終わらせるのかって過去のそ
	の指摘を終了させるのかっていったところ、該当するのかっていうとこ
	ろはあるとは思うんですけれども多分最終的に代表の漂流物か何かにな
	らないか多分、
0:35:23	そうす。とりあえずリストには載ってる程度なのかなと思うんですけれ
	どもちょっと検討の方お願いします。
0:35:38	はい。規制庁側から他コメントありますでしょうか。
0:35:42	はい。
0:35:42	よろしければ、パワーポイントもう一つあると思うんですけども、ご説
	明の方お願いします。
0:36:04	えっと北海道電力の鍋田です。当資料4番のパワーポイントにつきまし
	て簡単にですけども、ご説明させていただきたいと思います。
0:36:14	衛藤。まずスライドの1枚めくっていただいて2ページですけれども、
	こちら説明事項を並べてございまして、適合方針の方をざっくりと記載
	させていただいております。
0:36:26	3ページ目は条文とその適合方針ですのでちょっと省略させていただい
	て、
0:36:34	4 ページ目、こちらモニタリングポスト及びモニタリングステーション
	についてということで、電源関係について基本方針の方まとめてござい
	ます。
0:36:44	続いて5ページ目ですけれども、こちらは同じくモニタリングポストス
	テーションについて伝送について記載をしてございます。
0:36:53	続いて 6 ページ目ですけれども、
0:36:57	こちらもモニタリングポストステーションについて設置位置と、簡単に
	資料の方記載してございます。
0:37:04	それから 7 ページ目ですけれども、こちらは 60 条の方に入って参りま
	して可搬型モニタリングポストについての方針を記載してございます。
0:37:13	1枚めくっていただいて8ページ目は、設置場所のツールとなってござ
	います。
0:37:19	9ページ目、こちらは可搬型たの放射線放射能測定装置についてまとめ
	た資料となってございます。
0:37:31	10 ページ目が小型船舶の資料となってございます。
0:37:36	続いて10ページ目が可搬型気象観測設備。
0:37:39	についての簡単に資料をまとめた所、仕様をまとめた資料となってござ
	います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	それから、12 ページ目からですね 121034 ページ等技術的能力。
0:37:53	について手順の概要等を記載させていただきました。
0:37:57	いずれもまとめ資料からの抜粋で作成させていただいております。
0:38:02	ご説明簡単ですが以上です。
0:38:08	規制庁大塚です。
0:38:10	それではこちらのパワーポイントについて何かコメントある方いらっし
	ゃいますでしょうか。
0:38:15	ないですかね。
0:38:17	ちょっと私から1点だけなんですけど。
0:38:22	4ページの、
0:38:24	図1がちょっと、
0:38:26	細か過ぎでちょっと読めないので、読めるようにちょっと改善をお願い
	したいんですけども。
0:38:32	よろしいでしょうか。
0:38:34	あと、電源のズーが見づらいというご指摘かと思いますので、
0:38:38	はいもうちょっと大きくできるようにレイアウトの方を考えたいと考え
	ます。
0:38:46	パワポの方はこれで以上ってことで、
0:38:49	今日全体を通じて何かコメントある方いらっしゃいますか。
0:38:54	事業者側もよろしいでしょうか。はい。それではこれで、
0:38:58	監視設備のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございまし
	<i>t</i> =。

^{※1} 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

^{※2} 時間は会議開始からの経過時間を示します。